令和2年第4回鬼北町議会定例会

令和2年12月10日(木曜日)

○議事日程

- 令和2年12月10日午前9時開議
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 選挙第1号 鬼北町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 日 程 第 7 議案第 6 6 号 鬼北町議会議員及び鬼北町長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の制定について
- 日 程 第 8 議案第 6 7 号 鬼北町新型コロナウイルス感染症対策利子補給金基金条 例の制定について
- 日 程 第 9 議案第 6 8 号 鬼北町税外収入の督促手数料及び延滞金に関する条例等 の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第69号 鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい て
- 日程第11 議案第70号 鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第71号 宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び 規約の変更について
- 日程第13 議案第72号 工事変更請負契約(鬼北町公営住宅栄町団地新築工事B 棟)の締結について
- 日程第14 議案第73号 令和2年度鬼北町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第15 議案第74号 令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について
- 日程第16 議案第75号 令和2年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第2号)について
- 日程第17 議案第76号 令和2年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第1号) について

日程第18 議案第77号 令和2年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第1号) について 日程第19 議案第78号 令和2年度鬼北町病院事業会計補正予算(第1号) につ

日程第20 同意第17号 鬼北町教育委員会委員の任命について

いて

日程第21 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に

ついて

日程第22 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい

7

日程第23 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

日程第6 選挙第1号 鬼北町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

日 程 第 7 議案第 6 6 号 鬼北町議会議員及び鬼北町長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の制定について

日 程 第 8 議案第67号 鬼北町新型コロナウイルス感染症対策利子補給金基金条 例の制定について

日 程 第 9 議案第 6 8 号 鬼北町税外収入の督促手数料及び延滞金に関する条例等 の一部を改正する条例について

日程第10 議案第69号 鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい て

日程第11 議案第70号 鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第71号 宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び 規約の変更について

日程第13 議案第72号 工事変更請負契約(鬼北町公営住宅栄町団地新築工事B 棟)の締結について

日程第14 議案第73号 令和2年度鬼北町一般会計補正予算(第6号)について

日程第15 議案第74号 令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第16 議案第75号 令和2年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算

(第2号) について

日程第17 議案第76号 令和2年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第1号) について

日程第18 議案第77号 令和2年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第1号) について

日程第19 議案第78号 令和2年度鬼北町病院事業会計補正予算(第1号)について

日程第20 同意第17号 鬼北町教育委員会委員の任命について

日程第21 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に

ついて

日程第22 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい

7

日程第23 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員(12名)

1番 髙 橋 聖 子 2番 中 山 定 則 山 本 博 士 3番 末 廣 啓 4番 赤松俊二 5番 6番 松 下 純 次 7番 芝 照雄 8番 福 原良夫 程内 9番 覺 10番 松 浦 司 11番 山 崎 保 12番 渡 邊 眞 次

○欠席議員(なし)

○議会事務局

議会事務局長佐竹 誠 書 記鶴井留美

○説明のため出席した者

 町
 長
 兵
 頭
 誠
 亀
 副
 町
 長
 井
 上
 建
 司

 総務財政課長
 高
 田
 達
 也
 企画振興課長
 二
 宮
 浩

 町民生活課長
 谷
 口
 浩
 司
 保健介護課長
 芝
 達
 雄

環境保全課長 森 明 農 林 課 長 松 本 秀 治 水 道 課 長 上 田 司 教 育 長 松 浦 秀 樹 農業委員会会長 川 平 定 計 代表監査委員 上 甲 康 夫

日吉支所長那須周造 建設課長上田 司 会計管理者古谷忠志 教育課長渡邊 甫 農業委員会事務局長松本秀治

○副議長(福原良夫君)

起立。

礼。

○議長 (渡邊眞次君)

ただいまから、令和2年第4回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長 (渡邊眞次君)

町長から招集の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

おはようございます。

令和2年第4回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

師走を迎え随分と気温も下がり、冬の訪れを感じるようになりました。

新型コロナウイルス感染症の状況でございますが、全国的に第3波と考えられる状況が続いており、愛媛県においても、11月に入り、複数のクラスター事例が確認されております。

感染された方々には、早期の回復をお祈りいたしますとともに、やむを得なく感染された方々への誹謗中傷を決してすることがないよう、町民の皆様の冷静な行動をお願いするものであります。

本日の新聞で掲載されておりましたが、国におきましては、2021年度一般会計 予算は、前年を上回る105兆円、過去最大規模の予算となる見込みであります。

もちろんコロナ対策へ即時対応するための予備費 5 兆円も確保しており、継続した 緊急対策施策が予定されております。

町におきましても、今後も引き続き、国・県と同様に、感染防止対策と景気浮揚対策、さらに心のケアを含めて啓発、推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御支援、御協力を改めてお願いを申し上げます。

本日の定例会には、選挙案件1件、条例制定2件、条例の一部改正3件、事務及び 規約の変更1件、工事変更請負契約の締結1件、令和2年度一般会計補正予算1件、 特別会計補正予算4件、企業会計補正予算1件、同意案件1件を提案いたしておりま す。 以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、令和2年第4回鬼北町議会定 例会の招集挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 (渡邊眞次君)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、11番、 山崎保議員、1番、髙橋聖子議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日12月10日の1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日12月10日の1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、小学校、中学校、学校 給食センター、学校給食共同調理場、総務財政課、教育課、診療所の所管に係る定期 監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和2年8月分、9月分、1 0月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、 写しをお手元に配付しております。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告します。 別紙をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

次に、地方自治法第121条の第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、 出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、

各課長等の出席を求めております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告に、9月定例会以降の行動状況を提示 いたしております。

10月15日、16日、治山林道四国地区協議会の代表監事を仰せつかっているため、林野庁等へ要望活動を実施いたしました。農林水産副大臣、林野庁長官をはじめ、地元選出国会議員にも要望書を提出したところであります。

11月11日、災害復旧促進全国大会、11月12日、治山事業促進全国大会及び要望活動、11月19日、林道協会通常総会及び国土強靱化対策予算枠の確保に係る要望活動に参加してまいりました。写真のとおりであります。

日時は前後しますが、10月10日、JR予土線圏域の明日を考える会設立総会に参加をいたしました。愛媛、高知両県から民間レベルでの盛り上がりの重要性を再確認し、行政とともに予土線のすばらしさを広く啓発していくと同時に、存続に向けた力強い協働行動を推進していくことの意識確認をしていただきました。

会場には、宇和島伊達文化保存会の伊達宗信理事長が御就任いただき、さらに現愛媛県信用保証協会会長で、元愛媛県副知事、鬼北町御出身の上甲俊史様にオブザーバーとして参加をしていただいております。

次に、11月9日、ふるさと納税返戻品合意式のため、愛南町へ出張いたしました。 内容は、新聞等に掲載されましたので、省略いたしますが、コロナ禍の中、両町のファンの相互理解をいただき、新たな納税スタイルの構築を図り、より多くの自主財源 を確保する必要性からの事業展開でありまして、御理解をいただきたいと思います。

11月23日、日吉夢産地において、東京オリンピック2020聖火展示セレモニーを誘致いたしました。コロナ禍の中、オリンピアンの武田大作氏にゲストとしてお越しいただき、写真撮影約600名を含め、多くの来場者に楽しんでいただきました。

最後に、5ページ右側の写真にありますように、9月から11月にかけて、近永駅 周辺についてエリアを活性化させようと北宇和高校生徒をはじめ、多くの住民の方々 に参加していただき、数多くのイベントを展開していただきました。心から感謝申し 上げます。

さて、令和2年の年の瀬もあと二十日ほどになりました。来年度予算編成や中期的

な計画について多忙な中にもじっくり検討できる時間を設け、一層努力してまいりた いと考えております。

以上、簡単ですが、行政報告とさせていただきます。

○議長 (渡邊眞次君)

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、末廣啓議員、中山定則議員、山本博士議員の3名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず3番、末廣啓議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

末廣議員、質問1についての質問を行ってください。

○3番(末廣 啓君)

改めまして、おはようございます。

議席番号3番、末廣啓でございます。

通告書のとおり、一問一答方式で質問を行います。

質問1、鬼北町の人口減少に伴う今後の対応についてお伺いします。

鬼北町の人口が、8月5日に1万人割れしたという記事が愛媛新聞に掲載され、このままでは人口は減少の一途をたどる一方だと考えられます。今後の人口減少にどう対処していくのか、下記の点について問う。

- (1)人口減少の要因は何と考えるか。また、数十年後の推定人口を推測しているのか問う。
- (2) 町内にある移住者や定住者用の空き家の活用や、町営住宅の利用状況、空き状況はどうなのか問う。
- (3)人口が減少する中で、高齢者福祉のサービスの低下が予測されますが、維持できるのか問う。
- (4)農林業、商業の経営維持や後継者育成については、どう対処していくのか問う。
- (5)人口減少に歯止めをかける施策として、子育て支援、医療支援、移住施策がありますが、ほかにどのような施策を行っているのか。また、今後どのような施策を

考えているのか、以上のことについて問います。

よろしくお願いします。

○町長(兵頭誠亀君)

それでは、末廣啓議員の第1番目の鬼北町の人口減少に伴う今後の対応についての 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の人口減少の要因は何と考えるか。また、数十年後の推定人口を推測 しているのかとの御質問ですが、人口の変動には、死亡数と出生数の差による自然増減と、流出数と流入数の差による社会増減の2つの要因があります。

当町における自然増減でありますが、過去5年間の累計では、出生が213名、死亡者が1,023名で、810名の減少となっております。また、社会増減につきましては、流出者は1,359名、流入者が1,198名で、161名の減少となっております。

次に、数十年後の推定人口でありますが、2016年度策定の人口ビジョン・総合 戦略では、引き続き減少が続き、2060年には、人口は、4,509人程度と推測 し、現在の人口から5,450人程度減少する見込みであります。

次に、2点目の町内にある移住者や定住者用の空き家の活用についてでありますが、 県外からの子育て世帯や働き手世帯の移住・定住の促進と、地域おこし協力隊の離職 後の定住支援を図ることを目的とした移住者住宅改修支援事業費補助金、また、町外 からの移住者に対して、移住・定住の促進を目的とした空き家活用定住支援事業費補 助金を活用して、ここ3年間で8件、14名の方が町内に移住いただいております。

また、町営住宅の利用状況、空き状況についてでありますが、令和2年10月31日現在の町営住宅戸数は、333戸でありまして、そのうち、入居戸数が244戸、空き家戸数が62戸、政策空き家戸数が27戸で、入居率は79.7%となっております。

次に、3点目の人口が減少する中で、高齢者福祉のサービスの低下が予測されるが、維持できるのかとの御質問でありますが、国では、社会保障審議会において、高齢者福祉を含む社会保障改革として、2025年問題を念頭に、昨年10月の消費税率の引上げにより進められた社会保障・税一体改革が実施されたところであります。

今後は、2040年問題を見据えた、今後、誰もがより長く、元気に活躍できるような取り組みを進めることが必要とされております。

その取り組みといたしましては、多様な就労・社会参加の環境整備、健康寿命の延伸、医療・福祉サービスの改革による生産性の向上、給付と負担の見直し等による社

会保障の持続可能性の確保が掲げられているところであります。

当町といたしましても、国の動向を見ながら、高齢者福祉の維持・充実に努めてまいりたいと考えております。

4点目の農林業、商業の経営維持や後継者育成については、どう対処していくのかとの御質問でありますが、まず、本町の農林業の現状につきましては、農林業従事者の高齢化、担い手や後継者不足、耕作放棄地や放置林の増加、有害鳥獣被害の拡大、そして自然災害による農地、農業施設、林業施設などへの被害など農林業を取り巻く環境は厳しいものとなっております。そういった中、農林業者の方々が経営を維持するために必要な農林業関係機械、資材、苗木、鳥獣侵入防護柵及び施設の復旧・整備等への補助金の支出、また、経営所得安定対策事業や日本型直接支払事業等を推進することにより、農林業者の方々の生産活動への支援を行ってまいりたいと考えております。

農林業の後継者育成に関しましては、鬼北町における新規就農者を育成し、地域農業の振興と定住人口の確保を図ることを目的とした研修事業や、本年度新たに創設した、鬼北町への移住を促進し、農業・林業に就業する者の支援を行い、農業就業者・林業就業者の確保と、農業・林業の発展を図ることを目的とした、鬼北町農業新規就業者支援事業、鬼北町林業新規就業者支援事業を活用して、農林業の担い手や後継者の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

また、商業関係につきましても、農林業同様に、経営者の高齢化や後継者不足、働き手不足が課題となっております。その対応として、仕事に役立つ資格の取得に要する経費の一部を補助する資格取得支援事業費補助金、また新規卒業者、移住者、就職活動中の方、事業後継者を町内事業所が正規雇用した場合に、事業者に対し雇用奨励金を交付する定住化雇用促進事業費補助金、さらに、町内における創業とUJIターンによる創業を促進し、産業の振興と雇用の創出を図ることを目的とした起業チャレンジ支援事業費補助金を交付するなど、鬼北町の定住雇用人口の増加を図るとともに、地域の活性化を図っているところであります。

また、今年で3年目となりました、北宇和高校生を対象とした町内事業者による企業説明会を開催し、地元企業のPRをするとともに、地元企業への就職を促し、卒業後の就職先のきっかけづくりにも取り組んでいるところであります。

最後に、5点目の人口減少に歯止めをかける施策についての御質問でありますが、 人口減少に歯止めをかけるには様々な手法があり、何が的確な施策なのか、どの世代 を見据えた施策に取り組むべきか、試行錯誤の中、様々な施策を着実に実行できるよ う取り組んでいるところであります。

御質問の現在の施策、今後の施策についてでありますが、移住していただくための居住地の支援、生活をしていく上で、特に子育て世代への経済的支援、農業を営むための支援、雇用の場の確保等、暮らしやすさを実感できるよう、様々な支援を行うこととしております。町といたしましても、人口減少に歯止めをかけ、維持していくためには、企業誘致、雇用の場の確保は、若者の町外流出の抑制、若者の定住促進、ふるさと回帰志向者への就業の場の拡大、職業選択の増大、町民所得の増加、地域及び地域産業の活性化等々多方面にわたって寄与する重要な施策であると考えております。同時に、移住者に対しての支援策を講じていくことは、少子高齢化を抑制し、定住人口の増加を図りつつ、明るく賑わいのあるまち鬼北町を実現していく上で、必要不可欠なことであると認識しておりますし、若者定住や、移住・交流促進の取り組みは、地域活性化施策の中で重要度の高いテーマであると考えております。

近年、全国的にスローライフのスタイルが確立していく中、都市部の中高年齢層の多くが、定年退職を機に、アウトドアや家庭菜園などを楽しむために、地方への移住を求め、健康や環境を強く意識した生き方が注目を集め、癒しのある人間らしい生活を求めて、自然豊かな田舎暮らしを希望される方が増えております。そのような田舎暮らしを希望される方に対しては、当町の情報を積極的に発信し、就農支援等で移住者の増加を図っているところであります。

具体的な、移住者への居住への支援策でございますが、現在、今後も活用できる空き家を調査し、空き家の所有者及び管理者に対して、空き家バンクへの登録を促し、移住者に必要な情報の収集・提供を図るべく事務を進めているところであります。移住に当たっては、改修費用の助成措置も活用できることとし、ホームページにも掲載しているところであります。

次に、子育て支援策といたしましては、地域の子育て家庭の育児支援を行うため、 子育て支援センター「ゆめぽっけ」を設置しております。このセンターは、育児不安 等の相談及び援助、子育て支援のための情報提供、子育て家庭との交流促進を行う場 所であり、センターを利用することで、母親同士の交流の輪が広がるとともに、保育 の相談の場所として利用でき、安心して鬼北町で子どもを産み、育てることができる よう、子育て支援の拠点と位置づけております。

また、万一、お子様が病気にかかったときの支援としては、医療費の助成枠を拡大 し、高校生等まで無料としておりまして、子育て支援の一助となっているところであ ります。また、お子さんが小学校に入学された際には、就労により保護者がいない児 童の支援策といたしまして、放課後児童クラブや、放課後子ども教室を設置しており、 家庭、学校及び地域が一体となって、児童の安全管理に努め、遊びの指導をしながら 児童の健全育成活動を行う拠点として、多くの児童が利用しており、移住されて来ら れた方が、鬼北町で安心して生活ができ、子育てができるよう環境づくりに取り組ん でおります。今後は、結婚、妊娠、出産、育児、教育においても、子育て経験者や高 齢者などの力をお借りして、地域全体で子育てを支え、質の高い教育を提供する体制 を整え、切れ目のない支援策を講じることといたしております。

次に、本町の農林業における移住者に対する支援策でありますが、まず、鬼北町農業公社で実施しております農業研修制度で、IターンやUターンなどの就農希望者の受入れを行っております。この制度は、本町の農業の担い手を育成し、地域農業の振興と定住人口の確保を図るため、青年Iターン研修生には、2年間の研修期間に、月15万円の研修補助金を実施しております。また、農業、林業に就労する移住者の支援う行うため、鬼北町農業新規就業者支援事業、鬼北町林業就業者支援事業で、就業支援金上限60万円、定住支援金上限70万円、住宅支援金上限120万円を支援する補助制度を今年度新たに創設いたしております。

また、高速道路の普及によって、松山などの中予圏域も通勤圏に入ったことから、 鬼北町に定住し、両親など家族と暮らしながら、松山市などへ通勤するといった生活 スタイルが、定着してほしいものだと期待をしているところであります。

日本の人口は、10年ほど前から減少が続いておりますが、その要因の1つとして 挙げられるのは、婚姻数の減少、晩婚化等に伴う出生数の減少であります。現在、国 においては、少子化対策の一環として、不妊治療の支援拡充と結婚新生活支援の拡充 について、検討を進めているところでありますが、当町におきましては、現行制度の 中で、不妊治療助成事業、結婚支援事業などに取り組んでいるところであります。不 妊治療助成事業につきましては、当町では、県が助成している体外受精、顕微授精の 特定不妊治療には、県の助成額に対して、上乗せして助成をしており、タイミング療 法、人工授精等の県の助成対象外となっている一般不妊治療には、町単独で助成して いるところであります。さらに、高額な治療費を要する特定不妊治療については、治 療費が高額になることから、本年度から助成額を、10万円から20万円に引上げを しております。

また、結婚支援事業は、えひめ結婚支援センターが提供する会員制お見合いシステム「愛結び」を活用して、マッチングする事業でありますが、町内の2名の方に結婚相談員を委嘱して、異性との出会いの場が少ない人たちに、出会いの場を提供し、少

しでも町民の皆さんが結婚できやすいように、支援を行っております。

今後におきましても、鬼北町独自の人口増につながる新たな施策も検討していかなければならないと考えており、都会から移住を希望される方に対して、空き家バンクの運営と並行して、移住をするに当たってどのような支援策を求められるのか等のアンケートを実施し、今後の移住支援策の参考にするとともに、引き続き、国・県・JA等農林業関係団体と密接に連携を図りながら、各種の施策を着実に実行することにより、人口減少に歯止めをかける施策の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で、末廣啓議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長 (渡邊眞次君)

末廣議員、質問1、(1)についての再質問はありますか。

○3番(末廣 啓君)

細かく細部にわたって丁寧に御答弁いただきました。私が予想しておった以上に答 弁いただきまして、ちょっと長過ぎて途中からメモをよう取らんようになりました。 答弁に関連しない質問になるかもしれません。また重複することもあるかもしれませ んが、私が用意しておりました質問についてさせていただきます。

まず最初のほうはメモを取ったんですけども、出生数、生まれてくる子どもが5年間で213名と言われました。死亡のほうが1,023人でしたか、亡くなっておられるわけなんですが、810名程度の減少、自然減少ということやったんですけども、これは5年間の数字だそうですが、この5年間、最近といいますか、5年間の細部にわたる出生数が分かったらお伺いしたいと思います。

○町長(兵頭誠亀君)

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長(二宮 浩君)

私のほうが、町民生活課のほうから聞いて集計しておりますので、こちらのほうを報告させていただきます。出生数、28年からでございますが、28年が54名、29年35名、30年52名、31年42名、今年度におきましては、まだトータルは出ておりませんけど、これは保健介護課のほうに調査して聞いたところですが、母子手帳関係で、3月31日までに生まれる予定の子どもさんが30名ということで、合計213名ということです。

以上です。

○3番(末廣 啓君)

平成28年から50名とか、30名、40名、これはだんだん減ってくるんでしょうけども、減ってくるのを見過ごすわけにもいかんのですけども、生まれたときと小学校就学時、入学時に、子ども1人につき5万円を支給されます。おむつ補助券とかも出るわけなんですが、これは近隣市町と比較して十分な手当でしょうか、ここ十分だとお考えかどうかお聞きしたいと思います。

○町長(兵頭誠亀君)

内容が分かりませんでしたので、反問権を使わせていただきたいと思いますが、よ ろしくお願いいたします。

○議長 (渡邊眞次君)

ただいま兵頭町長から、末廣議員の質問に対し反問したいとの申出がありましたので、これを許可します。

○町長(兵頭誠亀君)

今の御質問なんですけども、十分であるかどうかという質問の内容については、それぞれの御家庭に対して、それぞれの保護者の方々が納得しているかという質問であるうか、それとも町の施策として十分であるかという、どちらの質問なんでしょうか。

○3番(末廣 啓君)

町の施策として十分であるかどうか。近隣の町村では、2人目が生まれたら20万、3人目生まれたら40、50万か、そういうふうな施策があると思うんですけども、鬼北町としてこれで十分だろうか。生まれてくる子が多くなれば、生みやすい環境が整えば、小学校の統合とか、保育所問題とか、いろいろ多少なりとも解消できると思うんですけども、この施策に5万円支給とおむつ券補助券配付、これで十分なのか、これ以上、子どもを生みやすい環境を整える考えはないかどうかということをお聞きしたいわけなんですけど、よろしくお願いします。

○町長(兵頭誠亀君)

私の考えとしてお答えをさせていただきます。

今お話にあった5万円というもの、それから支出する時期、また町村との比較ということやと思うんですけども、私は、そこはですね、それぞれの保護者の満足度だと思うんです。多分議員さんも同じお考えだと思うんですけども、やはりお金の上限によって、それの施策の充実性が評価されると私は思っておりません。一つひとつの施策について町の思いというか、施策としての思いというものをしっかりとそれにお届けをする。例えば今の5万円の支給についても、どうして5万円を支給するとか、そこら辺りの意図をしっかりとお伝えをする。それから、不妊治療にしても、県が支援

事業を行っておりますけども、その方の悩みというのはなかなか子どもができないという方に対しての願いとして、町としては、どうしてもそういう方に御支援をしたい、その思いが通じれば、施策としては私は十分なんじゃないかなと思うわけであります。また、共稼ぎであって、就労されとる方で、放課後といいますか、子どもが見れない方について、放課後の子ども教室とか、そういうふうなものを提案し、そこを利用していただく、悩みがあり、今助けてほしい部分があって、その部分を町が行政サービスとして展開をする、そういうふうな悩みを少しでも解決していこうとする支援というものが、私は適当なんではないかなと思うわけであります。お金の部分として、金額がじゃあ倍になったからそれが適当というふうな効果については、私は施策の効

そういうふうな意味で、悩みを解決していく、それを理解してもらう施策というも のをこれからも展開したいと思っております。

果としては計り知れないんじゃないかなと思うわけであります。

○3番(末廣 啓君)

町長、以前から言われておりますように、一時的なものじゃなくて、末永い支援を していくというふうな答弁を何回も聞いておりますので、これについては、了解をい たしました。

続いて、よろしいですか。

○議長 (渡邊眞次君)

末廣議員、質問(1)については、了承ですか。(1)については、了承ですね。

○3番(末廣 啓君)

もう一つ。

○議長 (渡邊眞次君)

続けて、どうぞ。

○3番(末廣 啓君)

出生数が5年間で213名、死亡者が1,020人ぐらいだったと思うんですけど、それに社会減少の減少数を足すと1,000人近くになります。5年間で。合併当初は1万2,400人だったようですが、現在1万人を割ったということで、令和2年度まで考えますと、15年で2,500人ぐらい減少しております。2060年には4,500人ぐらいになるという、恐ろしい数字になるわけなんですけども、町長、この現状をどのように捉えられておるのか、再度お聞きしたいと思います。

○町長(兵頭誠亀君)

人口推計については、鬼北町だけではなく、全国の中山間地域の同じ課題というふ

うな認識であります。それを、各市町の人口増加といいますか、人口維持というものの施策を展開しているわけでありますけれども、日本全国での人口の減少、それからそれぞれの市町、または都市圏での就労確保という点から、これを1つの町だけが完全にプラスになるというものにするためには、なかなか施策として思い切った施策が必要なんじゃないかなと思うわけでありますけども、ただ、今の鬼北町の現状に合った、先ほど申し上げましたように、悩みを幸せに変えれるような、今現在生きていらっしゃる方が少しでも幸せに感じるような、一生暮らせるような形の施策というものを展開することが必要なんじゃないかな。人口減少というものを完全に止めるということを、もちろんしたいわけでありますけども、それに近づけるほうに、よりよい方向に持っていくというのが、私は政策、考え方、立つ位置だと思っておりますので、そこは御理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長 (渡邊眞次君)

末廣議員、了承ですか。

- ○3番(末廣 啓君)了解しました。
- ○議長(渡邊眞次君)それでは、質問1、(1)については、了承ですか。
- ○3番(末廣 啓君)了承です。
- ○議長(渡邊眞次君) 続いて、質問1、(2)についての再質問はありますか。
- ○3番(末廣 啓君)

町営住宅の利用状況、空き状況はどうなのかということなんですけども、先日の全員協議会で町営住宅の利用状況、空き状況、今後の方針等について担当課長から説明がありましたが、もう一度、町民に分かりやすく、町民の方々に分かりやすく説明いただいたらと思います。現在の利用状況、先ほど80%近くの利用状況だったと思いますけども、利用状況と空き状況、それと入居募集についての説明をいただいたらと思います。よろしくお願いします。

- 〇町長 (兵頭誠亀君)
 - 建設課長から答弁をさせます。
- ○建設課長(上田 司君)

それでは、ただいま末廣議員の御質問にお答えしたいと思います。

先に行われました全員協議会におきまして、議員各位の皆様から、いろいろと御質 問等をお受けいたしましてお答えいたしましたが、その主なものといいますか、今後 の方針も含めて再度お答えさせていただきたいと思います。

先ほどの町長の答弁にございましたが、現在、町営住宅につきましては、戸数33 3戸となっております。そのうち、空き家戸数が62、政策空き家戸数が27、入居 者数244ということで、入居率79.7%となっております。

町営住宅につきましては、目的といいますか、大前提にありますのが、住宅に困窮する低所得の皆様に対して低廉な家賃で賃貸し、また転貸することにより生活の安定と社会の福祉の増進に寄与することを目的としております。

先日、所得増によります住宅料が上がりまして、待機をしなくてはならない御世帯があり、今若い世代の町内定住のためにも、料金の補助はないかというような御相談が、御質問がございました。

先ほど説明したとおり、大前提に住宅使用料につきましては、法律に定められた算出方法で決定しておりまして、仮に料金を下げまして、高所得者を入居させたその後に、所得が低く、民間の住宅に入居できず、公営住宅の入居を求めてきた皆様が入居できない状況が発生いたしますと、これは本来の公営住宅の目的ではなくなると思います。

それにいたしましても、今現在、公営住宅、空き家もございます。これから増えてくるかどうかは分かりませんが、実際に現在あります空き家についてどう対応していくかという問題になろうかとございますが、公営住宅は法律で定められた算定方法により、事業主体がその料金を算定して運用しておりますが、仮に町独自の料金設定にするとなりますと、公営住宅を一般住宅に変更しなければならなくなります。国の補助金の交付を受けている公営住宅を一般住宅に変更いたしますには、国の許可が必要となっておりますが、この前提といたしまして、住宅建設後の耐用年数の2分の1を経過していること、そして、町全体の公営住宅の申込数、申込み状況を精査した上で、町のほうが国のほうに変更申請をする運びとなり、それが認められれば、町のほうの独自の計算方法での住宅料金の設定ができる見込みとなっております。

いずれにいたしましても、人口減少に伴いまして空き家対策、移住・定住等の町の 施策の一環といたしまして、町営住宅有効利用を考えていきたいと思っております。 以上です。

○議長 (渡邊眞次君)

続けて、どうぞ。

○建設課長(上田 司君)

申し訳ございません。募集方法でございますが、募集方法にいたしましては、年1 0回程度の募集をしておりまして、告知端末による募集、回覧板による募集、ホームページへの掲載となっております。

以上です。

○3番(末廣 啓君)

今ほど御説明いただきましたが、公営住宅は低所得者用と困った人のためにある住宅であり、それが目的であると今言われましたけど、先日、私にも宇和島の方が鬼北に移住したいというようなことで御相談を受けまして、今在家の住宅を御案内したわけなんですが、相当気に入ってもらいまして、引っ越し日時まで相談しておったと。これは20代後半ぐらいの生産世代の方々なんですけども、御夫婦で来られて、気に入ってもらいまして、もう入る気持ちでおられたんですけども、所得制限に引っかかって入居がかなわなかったというようなこともあります。先日、入居しておったんですけども、宇和島のほうに転居せざるを得なかったというような話もお聞きしております。

今ほど言われました耐用年数の2分の1と稼働率でしたか、の精査を行って、県等とも相談して国と折衝して許可が下りれば、一般住宅になることもあるというようなことでしたけども、低所得者の人が困ったときのために空けておかなければならないと言われましたけども、今聞いた数字では99戸ぐらいが空いております。これ全部空けておかないけんですか。国と折衝していただいて、許可を取っていただいて、一般住宅にすれば、所得制限もかからない、多くの方が利用できると思うんですけども、99軒空けておくのはもったいない話じゃなかろうかなと考えますが、ぜひ国の許可を取ってほしいと思います。いかがお考えでしょうか。

○町長(兵頭誠亀君)

建設課長から答弁をさせます。

○建設課長(上田 司君)

ただいまの末廣議員の御質問ですが、90件近くの空き家があるかということでしたが、空き家といたしましては、10月31日現在に、62戸で、そのほかに政策空き家が27戸あります。この政策空き家と申しますのが、老朽化が著しいことなどによりまして、近い将来建て替えを想定して入居を停止しています、入居を募集しない、政策的に空き家としております住宅のことでございますので、これは空き家といいま

しても、実際に入居ができないものでございます。建物はございますが、入居の募集はしておりません。そういたしますと、現在につきましては、62戸の空き家となっておりますが、先ほども申し上げましたように、62戸空いているうち、62戸を遊ばせておくというのは、大変利用率があまりいいとは言えませんが、これにつきましては、確保する上でいろいろと住宅のほうとの協議をしておるんですが、近年想定されます東南海地震が予測されますが、そういう場合において、急遽、仮設住宅等の建設が間に合わない場合等におきまして、空き家等がありましたら、そういう災害の際には、条件等なしに、被災された方が入れるような仕組みもありますので、それが全てとは申しませんが、そういう要因もありますので、今現在62戸をどうにかして料金を下げるなりして、いっぱいにしていくというふうな状況ではないと考えてはおります。

○3番(末廣 啓君)

そうしたら国と交渉していただいて、国の許可を取って一般住宅にすることは考えていないということですね。

○町長(兵頭誠亀君)

建設課長から答弁をさせます。

○建設課長(上田 司君)

そうではございません。先ほど申し上げたような条件が整えば、それは当然、県なり、国のほうに相談いたしまして、御指導をいただきます。ただ、そのときに、もろもろ条件、多分なかなか今までやったことがない事例ですので、あると思いますが、そういう要件が満たしましたら、こういう問題が起きて、空いている住宅の有効活用のためにも、ぜひ相談をして、その対策方法を御指導を仰ぎたいと思います。

また、料金等の問題につきましても、町営住宅に限らず、今町内にも一般の民間の 住宅の方の運営されている方もおられまして、町内空いておって、町営住宅が安くな って、そこから町営住宅のほうに一般住宅に入られる方が流れてくるような場合にな りますと、これもまた問題が起きると思いますので、そういうふうなことを総合的に 考えて、料金等の設定を考えていかなければならないと思います。

以上です。

○議長 (渡邊眞次君)

末廣議員、了承ですか。

○3番(末廣 啓君)

はい。

○議長 (渡邊眞次君)

末廣議員、続きまして、質問1、(3)についての再質問はありますか。

○3番(末廣 啓君)

時間がないんで、やりません。

○議長 (渡邊眞次君)

続いて、質問1、(4)についての再質問はありますか。

○3番(末廣 啓君)

ありません。

○議長 (渡邊眞次君)

質問1、(5)についての再質問はありますか。

○3番(末廣 啓君)

ありません。

○議長 (渡邊眞次君)

以上で、質問1については終了します。

続いて、末廣議員、質問2についての質問を行ってください。

○3番(末廣 啓君)

質問2、令和元年度等に検討事項としていた案件の検討結果、進捗状況について伺います。

これまでに一般質問した中で、検討する旨の答弁があったものについて、来年度の当初予算編成時期でもあるので、検討結果、進捗状況を再度質問します。

- (1) 通学路の危険箇所の対応について問う。
- (2) 園児の散歩道等の再点検について進捗状況を問う。
- (3) 点字ブロックや手すり等の設置について問う。
- (4) 町内における情報伝達手段について、その後の調査の進捗状況を問う。
- (5) 危険空き家の除去について、どのような対策を検討されているのか、来年度 の当初予算に計上する考えはないかを問います。

○町長(兵頭誠亀君)

それでは、末廣啓議員の第2番目の令和元年度等に検討事項としていた案件の検討 結果、進捗状況についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の通学路の危険箇所の対応についての御質問にお答えをいたします。

小学校と中学校の通学路につきましては、毎年、関係機関等で安全点検を行い、危 険箇所の安全対策について協議しているところであります。 各学校からは、毎年10か所前後の新規の対策必要箇所が挙がってまいりますとと もに、継続して対策を行っている箇所もあり、11月末時点で、19か所を継続して 対策中であります。

したがいまして、全ての対策が近日中に完了することは難しい面もありますが、引き続き、関係機関や町民の皆さんに改善のお願いをしてまいりたいと考えております。次に、2点目の園児の散歩道等の再点検について進捗状況を問うとの御質問でありますが、園児の散歩につきましては、事前に職員が散歩道の下見に出かけ、安全確認を行った上で実施しております。これは、毎年行われる県の指導監査において、散歩コースや引率者、参加人数等の聴取があることからも、十分な安全配慮が必須という認識の基で行っているものであります。当然、危険と判断される道等については、利用しないこととしていますが、職員間や地域・保護者の方などと、危険箇所などの情報を共有しながら、一層の危険回避に取り組んでいるところであります。なお、小学校の児童が利用する通学路等で、改善を要する箇所があった場合は、教育委員会と連携の上、管理者に対して改善を求めていきたいと考えております。

次に、3点目の点字ブロックや手すり等の設置についての御質問にお答えをいたします。

町の施設において、平成30年度から現在までに、障がい者等の方々の利用に配慮した改善等を実施したものについて申し上げますと、総合福祉センターの障がい者用トイレのオストメイト対応トイレへの変更、近永公民館と好藤公民館のトイレのバリアフリー化と手すり設置、鬼北総合公園の屋外観覧席への転落防止安全柵の設置等を行うとともに、近永小学校では、特別支援学級の車椅子利用の児童が安全に学校生活を送れるよう、多目的トイレの設置と、玄関や教室等の入り口のバリアフリー化等を実施したところであります。

また、点字ブロックにつきましては、町の施設におきましては、現在、総合福祉センターひまわり、鬼北総合公園体育館、北宇和病院の施設入り口に設置するとともに、町道では、本庁舎前の町道武士狩野線に設置しております。

第2次鬼北町障害者計画の中で、官公庁施設・公共施設におけるバリアフリー化、 町道整備における歩道の拡充、点字ブロックの設置等につきましては、主要施策の1 つとしておりますので、今年度に現在策定中の第3次障害者計画におきまして、検証 するとともに、必要な場所につきましては、改善に向けた取り組みを随時検討実施し てまいりたいと考えております。

次に、4点目の町内における情報伝達手段についてのその後の調査の進捗状況につ

いての御質問にお答えをいたします。

令和2年3月定例会において、携帯電話の不通話地域について、住宅のある地域では、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクのいずれかの電波は受信できるが、日吉地区の節安ふれあいの森や、小松地区の安森鍾乳洞周辺など、住宅のない場所では通話できないところがある旨の答弁をいたしましたところ、こういった人の集まる施設において、緊急の際にどのような対応をするのか心配であり、町内全域で携帯がつながるような改善はできないかという再質問をいただいたところであります。

民間携帯会社は、採算の取れない地域の基地局の整備は行いませんので、町において整備する必要がありますが、以前、成川渓谷休養センター付近に携帯基地局を整備した際には、約1,800万円で事業を実施いたしております。この事業は、国・県の補助事業5分の4を活用しておりますが、これは成川渓谷休養センターが1年を通して営業していることで、補助事業として採択されたものでありまして、節安ふれあいの森や安森洞のように、夏季のみ営業している施設では補助の対象外となってしまいます。

また、それ以外の情報伝達手段についても検討しているところでありますが、1つの方法といたしましては、安森洞や節安ふれあいの森に、Wi-Fiを整備することで、メールやLINE電話、アプリを使ったラジオの受信が可能となります。

節安ふれあいの森につきましては、情報通信基盤整備事業で整備した光ファイバーの空芯がありますので、必要な機器を整備することで、Wi-Fiの運用が可能となりますが、安森洞については、光ファイバーの空芯がないことから、新たに光ファイバーの整備をする必要があります。

いずれにいたしましても、整備には多大な費用がかかることから、費用対効果を見極めて、最善の方法での整備を検討していきたいと考えております。

次に、5点目の危険空き家の除去について、どのような対策を検討されているのか、 来年度の当初予算に計上する考えはないかとの御質問でありますが、第3回議会定例 会での一般会計補正予算により、12件分の除却を予定しておりましたが、見積り徴 収の結果、限度額80万円を下回る対象事業が3件あり、その差額の合計が約89万 円となりましたので、受付締切り後に相談のあった案件から、一番危険度の高かった 空き家について、補助対象といたしまして、最終的に13件を除却することとなりま した。今後につきましても、補助事業を活用し、1件でも多くの危険空き家を除却し てまいりたいと考えております。

当事業につきましては、本来所有者が管理すべき空き家住宅について、補助をする

ものでありますから、国の補助を受けるにいたしましても、町単独事業として補助を するにいたしましても、その審査につきましては、厳正に行うべきであると考えてお ります。

したがいまして、末廣議員の御質問されました町単独予算での除却につきましては、 国の補助対象とならないものを対象とするわけでありまして、その対象物件の危険度 について精査した上で判断し、対応する必要があり、いましばらくお時間をいただけ たらと考えております。

以上で、末廣啓議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長 (渡邊眞次君)

末廣議員、質問2、(1)についての再質問はありますか。

○3番(末廣 啓君)

今ほど答弁いただきましたが、1から5まで再質問、ございません。役場職員においては、意欲的に、精力的に日々業務に取り組まれていることは、私自身も認識しておりますが、冒頭申しましたように、当初予算編成時期でもありますので、検討結果とか、進捗状況を基に、できる範囲で予算計上をされて、事業を実施していただければ、そこで生活する人とか、そこで働く人へのサービス向上につながるのではないかと思い、この質問をさせていただいたわけなんですけども、なかなか進捗状況も検討結果も進んでいないようですが、町長はどのような考えなのか、最後にお伺いして質問を終わりたいと思います。

○町長(兵頭誠亀君)

事業としまして、それぞれの規則、まとまりのある政策、全体のことを考えながらの事業推進ということでありますけども、例えば1つ、一番最後の空き家の部分なんですけども、これは補助対象にするためには、それぞれの点数が必要でありまして、そこをクリアするものというのは、全国の平均した点数の加算というもので補助対象になるかならないかを判定するわけでありますけれども、私が現場に伺いますと、やはり国の制度ではなかなか取り扱ってもらえないような、町単独でしかできないような、それぞれの地域の事情がありますので、そこら辺りをくみ取っていかなければならない、先ほどの答弁で申し上げたとおりであります。

やはり国庫補助、また県補助には、それぞれの県内、または全国の統一した考え方というものがベースにありますけども、地域にはそれぞれの事情がありますので、そこで何かな、落ち度がないといいますか、危険度が増すといいますか、現在住んでいらっしゃる方々の付近にお伝えせねばならない部分で、どうしてもこれはおかしいじ

やないかという分については、対応していきたい。今まで申し上げました、1から5番につきましても、そのような考え方で、国・県それぞれの考え方と違う部分があってもですね、やるべきことはやりたいなという気持ちでおりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 (渡邊眞次君)

これで末廣啓議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

再開を10時25分とします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時25分

○議長 (渡邊眞次君)

次に、2番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。 時間はただいまから60分の予定です。

○2番(中山定則君)

議席番号2番の中山定則です。

先の通告どおり、一般質問を行います。

○議長 (渡邊眞次君)

中山議員、質問1についての質問を行ってください。

○2番(中山定則君)

質問1、学校給食費について、2点、質問をします。

文部科学省の平成29年度の学校給食費の無償化等の実施状況及び完全給食の実施 状況の調査によりますと、1,740自治体のうち、学校給食費の無償化を76自治 体が実施しています。少子化対策、定住・転入の促進のため、学校給食費の無償化を 実施する考えはないか質問します。

2点目、文部科学省は、令和元年7月31日付で、学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進についてを各都道府県知事等に通知しました。今年11月4日には、学校給食費に係る公会計化等の推進状況の調査の結果についてが、新聞報道されています。

文部科学省は、教員の業務負担の軽減等に向け、学校給食費の公会計化等を促進するとともに、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方自治体が自らの業務として行うことを促進しています。

鬼北町教育委員会においては、文部科学省の通知を受けて、学校給食費の公会計化の取り組みを進めているのか、現状の学校給食費の徴収・管理業務の内容と、この通知を受けてからの学校給食費の公会計化に向けての取組状況について質問します。

以上です。

○議長 (渡邊眞次君)

答弁を求めます。

○教育長(松浦秀樹君)

それでは、中山定則議員の第1番目の学校給食費についての御質問にお答えいたします。

1点目の少子化対策、定住・転入促進のため、学校給食費の無償化を実施する考え はないかとの御質問ですが、学校給食費は、学校給食法第11条に、施設・設備及び 運営費は学校設置者の負担、それ以外は保護者の負担と規定されておりますので、当 町におきましては、学校給食に従事する職員の人件費、施設整備費、修繕費等は町が 負担し、食材料費は保護者の負担としております。その食材料費のうち、地産地消と 食育を推進するため、地元産の米や肉・野菜等の購入費として、150万円の補助を 行っております。

御質問の給食費を無償化するためには、年間約2,900万円程度の町負担が必要となり、財政状況の厳しい当町では、無償化は難しいと言わざるを得ません。食費につきましては、どこにいても毎日3食分必要でありますし、低額で栄養のある給食を提供することで、給食費の負担につきましては、保護者の皆様にも御理解いただいているものと考えております。

次に、2点目の現状の学校給食費の徴収・管理業務内容と公会計化に向けての取組 状況についての御質問ですが、現在、学校給食費の徴収及び管理は、鬼北町共同学校 事務室が行っており、教材費やPTA会費等と併せて口座引き落としで徴収しており ます。

また、公会計化につきましては、中山議員御案内のとおり、文部科学省から推進に ついて通知がありました。公会計化することの背景及び目的につきましては、中山議 員も御存じだと思いますが、教員の業務負担を減少させることが主であります。

先ほど申しましたように、当町では、学校給食費の徴収及び管理は、鬼北町共同学校事務室が行っており、教員の負担増にはなっておりませんし、また、教材費等は共同学校事務室へ、給食費は町へ納入するとなると保護者も混乱が生じるのではないかと考えております。したがいまして、当面は、現在のような方法で徴収・管理を行い、

公会計化するメリットが顕著な状況となりましたら、検討したいと考えております。 以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます

○議長 (渡邊眞次君)

中山議員、質問1、(1)についての再質問はありますか。

○2番(中山定則君)

学校給食費については、保護者の負担ということは分かるんですが、調査結果によると、4%の76自治体は無償化をしている。負担といいながらも無償化しても構わないという国のほうの見解ですので、無償化はできるということは、まずあると思います。

それと、食材料の負担ということで、町から150万円は補助している。それも一部補助になると思うんですが、例えば第3子以降は無償、4月分の給食費は無償などの一部無償化、一部補助を実施している自治体は全国で424、24.4%あります。四国では愛媛県で3、徳島県で7、香川県で1、高知県7となっています。この学校給食費のまず一部無償化、一部補助について調査検討する考えはないか再質問いたします。

○教育長(松浦秀樹君)

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

一部補助等につきましても、県内でも、あるいは全国的にもされている自治体があるということは承知しておりますが、児童の権利に関する条約の前文には、児童がその人格の完全なかつ調和の取れた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が社会において個人として生活するため、十分な準備は整えるべきでありとありまして、その18条の第1項には、父母または場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有するというふうに記されています。また、児童福祉法第1条に、全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有するとあり、同法第2条第2項に、児童の保護者は児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負うというふうにあります。

言い換えますと、保護者には児童の心身の健やかな成長に必要な適切な量とバランスの取れた栄養ある食事を提供したり、安心してぐっすり眠れたり、思い切り遊び、 学ぶ環境を保障したりする、そういう責務があるということだと考えます。 そういうふうに考えますと、食事を提供する第一義的義務を要しているのは、保護者ではないかと言えるのではないでしょうか。また、社会において、個人として自立した生活を送れるようにするためにも、食事の大切さを学ぶ食育を学校と家庭で協調して進めていくことや、食事に係る費用について学び、金銭感覚を育てることも重要だと考えております。

その1つの方法が、そのアプローチの1つの方法が学校給食ではないかと考えると ころでございます。

したがいまして、そうした考え方に立ちますと、各種の補助をいただき、1食小学生240円、中学生270円という現在の給食費を保護者に御負担いただくことにつきましては、教育的な意義もあるのではないかと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

○議長 (渡邊眞次君)

中山議員、了承ですか。

○2番(中山定則君)

私のほうは、文部科学省のホームページから今の学校給食無償化等の実施状況調査結果のポイント、そしてその内容、そのままプリントアウトしているんですが、無償に至った経緯として市長の公約意向、議会における議論、自治体の施策の一環、PT Aからの要望、無償化を開始した目的の例として、今お話がありました食育の推進、人材育成、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援、少子化対策、定住・転入の促進、地域創生とあります。

教育長のほうからは、今ほど無償化に向けて取り組む、すぐに取り組むような考え はないようですが、再度この無償化について、町長のほうの答弁をお願いをいたしま す。

○町長(兵頭誠亀君)

前の議会、いつかは覚えてないですけども、記憶しておりませんけども、お答えしたんですけども、保護者と子どもの関係として、この学校給食費の無償化ということについて、全国で複数の自治体がやっていること自体は、私も承知をいたしております。

私の考えは、施策として、今教育長の話がありました240円、270円というものの、親の、保護者の第一義的な義務というものを私はしっかりと果たしてもらって、分かりやすく申し上げれば、結婚をするときにいっぱいお父さん、お母さん方には涙を流してもらいたい。また、喜びの涙を流してもらいたい。子どもさんにも育てても

らったというありがたさをより深く実感してもらいたい。それぞれの子育て支援施策については、鬼北町にはこういうような施策が大切だろうというもの、それぞれ困った方々、先ほど申し上げましたように、それぞれ困った方々、または不都合な部分、それを施策として展開するのは、私は当然必要だと思うんですけども、学校給食費として、一律にそれを無償化にするという考え方については、私はその第一義的な部分、保護者についてお願いをしたいなという部分であります。

ただ、負担ということで、生活弱者といいますか、例えばいろんな状況で収入が少ない方については、要保護、準要保護制度ということで別に制度がございますので、そこについては、給食費の分の負担は軽減していることは御承知のとおりであります。全体として、私は給食費については、親の、保護者の方々に御負担いただいて、先ほど申し上げましたように、それぞれの御家庭でほかとは違う事情で困っていらっしゃる方についての支援というものを対策として打って出るのが、私は子育て支援施策というふうに考えております。

以上です。

- ○議長(渡邊眞次君)中山議員、了承ですか。
- ○2番(中山定則君) はい。
- ○議長 (渡邊眞次君)

続きまして、質問1、(2)についての再質問はありますか。

○2番(中山定則君)

ちょっと答弁を聞き漏らしているかもしれないんですが、確認なんですが、学校給食費に係る会計を共同学校事務室で行っているという答弁をされました。それと、教員、先生の負担増にはなっていないという答弁だったと思います。それで、この学校給食費のことについて、先生方はノータッチ、当日の給食の数とかは報告はせんといけんとは思うんですが、ノータッチかどうか。

それと、負担増にはなっていない。口座落としになっているんですが、口座から落ちなかった人、未納者への対応について、これもこの未納者に対しての対応はどうなっているか、それについて質問いたします。

- ○教育長(松浦秀樹君)
 - 教育課長のほうから答弁させます。
- ○教育課長 (渡邊 甫君)

給食費の徴収管理につきましては、共同学校事務室が行っております。食材の納入ですとか、支払いにつきましては、学校給食センターが行っております。

それから、未収なんですけども、校納金と一緒に学校事務室のほうが徴収している わけでありますけども、たまに遅れる家庭があると、そういうときは担任の先生に連 絡をして、保護者のほうに連絡して負担をいただくということにしております。 以上です。

○議長 (渡邊眞次君)

中山議員、了承ですか。

続けて、中山議員。

○2番(中山定則君)

学校給食費の公会計化等に関するQ&Aの中から、また質問させてもらうんですが、 鬼北町においては、先生方、これに関わる時間もほとんどない。全国的には1校当た り年間190時間の業務削減、公会計化することによって業務削減がなされるという ことになっておりますが、調査結果です。

それと、公会計化することの意義につきましては、町の会計で処理するということで、学校給食費の管理における透明性の向上、徴収における公平性の確保等がQ&Aに載っております。

そういうことも含め、文部科学省ガイドライン、鬼北町とは実態が違うのかもしれませんが、文部科学省においては、本ガイドラインの作成に当たってと冒頭に背景と目的がありまして、インターネットを通じて書面調査、1,647自治体が書面調査をし、全国的な調査を行っている。

そうして行って、今言った公会計、私会計じゃなく、公会計での処理に移行すべきだということを強く推進しているわけですが、教員の負担が今ないということで、当面においては、進める考えはないというような感じなんですが、愛媛県、この町以外のことを言っても大変申し訳ないんですが、愛媛県は導入が2、導入準備が8ということで、半数近くが導入に向けて進んでおります。

ということで、非常に公会計化するに当たっては、業務システムの調達とかが必要になろうかと思いますが、これも先進事例等ありますし、当町自治体クラウドに加盟している町の中で、県内20市町全部よう探さなかったんですが、公会計化している2町村を、中にあるんじゃないかと思うんですが、そういう自治体クラウドの加盟市町とも協議が可能でありますし、また、もう1点は、愛媛県教育委員会から、このことについて積極的なアドバイス、助言はないのか。

それと、導入に当たっては、このガイドラインでは、2年間をかけてのスケジュールを例示されておりますが、そういうガイドライン、細かいガイドラインまで示されておりますので、ぜひとも会計の透明性を図るためにも、公会計化に向けての準備をしていただいたらと考えるんですが、答弁をお願いします。

○教育長(松浦秀樹君)

文部科学省のほうからは、公会計化のガイドラインが出されておりまして、それについて、また研究を進めていきたいと思っておりますが、先ほど答弁いたしましたように、公会計化のメリットというのが、顕著になりましたら、さらに進めていきたいとは考えております。ただ、愛媛県内の実態とか、全国的な実態を考えてみたときに、鬼北町の各小・中学校の学校規模や児童生徒数、そして提供している給食の食数等を考えたときに、他の大規模な都道府県あるいは県内の市町のところに比べると、事務自体も時間がかかっていないというのが実情ではないかと思っておりますので、さらに研究は進めてはまいりますが、メリットが顕著になったら導入の方向にも考えていきたいと思います。

また現在、実は、共同学校事務室のほうが取りまとめてやってくれていることで、メリットということではないんですけど、1ついい点は、引き落としが不納だった家庭とか、それから、うまくいってない家庭について、すぐに学校事務室のほうでチェックができて、各学校へ、先ほど課長が答弁しましたように、連絡がいきます。そうすることで、各学校の担任等が家庭の状況が急に変わったことについて早く気がつくことができると。何らかの事情で経済状況が悪くなって引き落としができなくなっている、そういうことの手当が早くできると。そうした場合の万一の場合の就学援助のほうについての御案内も容易に、短時間でできるということがありまして、そういうことも含めて、当面の公会計化については、考えていないというところでございますので、御理解をいただいたら思います。

○議長 (渡邊眞次君)

中山議員、了承ですか。

○2番(中山定則君)

言われることは分かるんですが、鬼北町においては、未収金、未納がない、ほとんどないということですが、先ほど繰り返すんですが、私会計で今行っているということで、未納等が発生した場合の対応、なかなか大変になると考えられます。

それで、ガイドラインにもありますように、学校給食申込書等を取って、はっきり した形で公会計化を進められたらどうかと思います。この辺の研究をしていただいた らと思います。申込書には、もしも払えない場合は、児童手当等から払うというよう な方法も記載されておりますし、誓約を書くようなことになっております。そういう こともあります。そういうことも含めて、やはり不安定な今の状態だと思います、誰がお金を集めるのか、今、口座引き落としですが、口座引き落とし先はどうなっているか、再度お伺いします。

○教育長(松浦秀樹君)

ただいまの質問につきましては、教育課長のほうから答弁させます。

○教育課長 (渡邊 甫君)

給食費の最終的に口座なんですけども、各学校の校長の口座がありますので、そこに入って、そこから給食センターの口座のほうに支払われるという形を取っております。

○議長 (渡邊眞次君)

中山議員、了承ですか。

○2番(中山定則君)

はい。

○議長 (渡邊眞次君)

以上で、質問1については終了します。

続いて、中山議員、質問2についての質問を行ってください。

○2番(中山定則君)

質問2、近永アルコール工場跡地未利用地について質問します。

平成30年度、令和元年度と主要な施策の成果に、近永アルコール工場跡地未利用 地の活用について、商業施設の誘致に向けて関西企業と協議中、併設の施設として、 福祉施設、公園等も考慮に入れて検討中とあります。

近永アルコール工場跡地の一部は、既にニュータウン鬼北の里として分譲されており、現在、認定こども園の整備も計画されています。

近永アルコール工場跡地未利用地には、企業誘致のほか、文化ホール・児童館・メディアセンター・地域交流センター等の施設整備も考えられますが、跡地未利用地全体の青写真の原案を、まちづくり・都市計画の専門家等も入れた検討委員会等で作成し、町民に説明して、近永アルコール工場跡地未利用地の活用を進めていく考えはないか質問いたします。

○町長(兵頭誠亀君)

中山定則議員の第2番目の近永アルコール工場跡地未利用地についての御質問にお

答えをいたします。

跡地未利用地全体の青写真の原案を、まちづくり・都市計画の専門家等も入れた検討委員会等で作成し、町民に説明して、近永アルコール工場跡地未利用地の活用を進めていく考えはないかとの御質問でありますが、平成18年3月6日付でいただいております、近永アルコール工場跡地活用検討委員会の答申書の計画図案に、住宅用地、商工業用地、公共用地についても、各用地の規模・配置・設置施設等が記述されており、それに基づき、工場跡地の一部をニュータウン鬼北の里として、第3期分譲地造成まで実施し、令和元年9月末に、66区画が完売したところであります。残りの将来用地の活用につきましては、この基本計画に基づき進めていく方針であります。

残りの土地の活用について、町民の皆さんの関心も高いところでありますが、議員の御質問にありますように、商業施設の誘致に向けて複数の企業等と協議を継続中でありまして、併設の施設として、福祉施設、公園等も考慮に入れて、現在、検討を進めているところであります。

また、公共用地につきましては、多目的施設の建設用地のほか、合併協議の際には、新庁舎建設用地の候補地の1つとして考えられていた時期もありましたし、議員の皆さん、町民の皆さんからも、スポーツ施設、文化施設等の各種施設の整備、活用方法等について、様々な機会に御提案をいただいております。このような経緯の中で、町におきましては、現在、児童数の減少などから、町内の保育所の統合・再編を計画しておりまして、保育所統合後の新たな保育所を工場跡地に建設し、その新たな保育所を中心として、子育て支援施設、公園、住民交流施設等を盛り込んだ複合施設を建設したいと考えているところであります。

現在、担当課を中心として、資料を収集し、協議・検討を進めているところでありますが、整備・活用計画の概要がまとまりましたら、町民の皆さんの御意見をいただく機会をつくりたいと考えております。当然のことながら、町民の皆さんの十分な理解を得て、町民から喜ばれるような、町民が夢と希望を持てるような利用計画を立てることで、地域の活性化につなげていきたいと考えているところでありますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長 (渡邊眞次君)

中山議員、質問2についての再質問はありますか。

○2番(中山定則君)

この近永アルコール工場跡地未利用地の関係で、今年3月の定例会において、程内

議員のほうから一般質問がありまして、今町長が答弁された内容、私の質問に対する 内容もほぼ同じだったわけなんですが、担当課を中心として先進地視察を行って資料 を収集し、協議・検討して、町民の十分な理解を得て、町民が心から喜べる夢と希望 を持てるような利用計画を立てる。そして地域活性化につなげたいという答弁、今も 同じだったと思うんですが、そこで最初の私の質問は、そもそも専門家も交えた青写 真、交えて青写真を作っていきませんかという提案というか、質問だったんですが、 それに対する答弁はされてないようなんですが、再度それをお願いしたいのと、協 議・検討については、庁舎内部、企画委員会あるいはどういう庁舎の内部、どういう 協議・検討をされているのか。先進地視察とは、どういうところを視察されたのか。

それと、町民の十分な理解を得るための方法、先ほどの答弁では、意見をいただく 機会を設ける。青写真ができて、ほぼ素案ができた段階で、こういうふうにしますよ という形での意見を聞かれるのか、その辺のこと。

それと、保育所を中心とした施設の青写真の中には、近永アルコール工場跡地、残り2万何平米でしたか、それ全体の中でそういう今保育所、新しい保育所を中心とした施設が今の形状、残りの未利用地の形状の中でどの辺りにできるかということも当然出てくると思うんですが、そうなりますと、今企業立地予定地としては、全てを県のホームページには出ているようなんですが、その辺、企業立地、企業誘致に向けてのことも考えないといけなくなると思います。それで、私の質問の中には、企業立地するに当たっては、分譲地がある、そして反対側の境界には病院等もある。そういう中で、企業立地はどの辺りを考えているか、そこも考えないといけないと思いまして、こういう質問をさせていただきました。

以上、最初の検討委員会をつくる考えはないかという回答と、もろもろ言いましたが、町民等の意見を聞く機会は、どういうふうな形で設けられるのかを再度質問させていただきます。

○町長(兵頭誠亀君)

5つほど質問があったかと思うんですが、最終的には2つでよろしいわけですね。

○2番(中山定則君)

2つでいいです。

○町長(兵頭誠亀君)

では、その2点につきまして、企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長(二宮 浩君)

まず、青写真等を作って検討委員会を開く必要があるのではないかというふうなこ

とでございます。1番目の最初の答弁なんですけども、基本的には、近永アルコール 工場跡地全ての更地があった場合、その場合は、最初に検討委員会を平成18年に開催をさせていただいておりますね。そのときに、中山議員の質問の内容にありましたように、用地につきましては、それぞれ検討委員会からの答申もございましたし、それから、それぞれの町民の意見集約をまとめた提言もいただいております。その内容は、先ほど出ましたように、私ここにメモがありますが、イベント、コンサート、講演会ができる文化施設、スポーツ施設、もしくは庁舎その他の公共施設、自然公園、緑地公園など、あとショッピングモール、映画館、遊園地などレジャー施設、あと老人ホーム、それとか学校福祉施設、あとさらには大学、短大、専門学校などの学校誘致を幅広くやってみてはどうかという提言を受けております。

要するに、その中の提言を受けた中で、これまでに町といたしましては、住宅用地を整備し、66区画を昨年度の9月に全て販売をしたと。庁舎におきましては、ここの本館並びに別館を新設しまして、そういった施設も整っております。

あとスポーツ施設につきましては、以前、程内議員から近永アルコール工場跡地に 多目的な施設を導入したらどうかというふうな御質問があった際には、鬼北総合公園 が広域から移管された、それに当たって、そこの総合公園を有効に活用していこうと いうふうなことで答弁もしておりますけども、そういった中で様々な分野においては、 もう既に解決をしておると。

今回、残っておりますものにつきましては、保育施設、そういった公園等について 今現在粛々に整備をする案件を協議をさせていただいとる段階でございますので、ま た新たにそれをつくるための検討委員会をつくる必要はなく、答申を受けたものにつ いて今現在進めているということで、新たに検討委員会を立ち上げるというふうなこ とは考えていないということでございます。

ですから、協議のさらに内容でございますけれども、ちょうど昨日、ここに質問がありましたように、ちょっとマスクを外させてください。息が苦しい。企業が来られまして、担当課と担当者職員が出席をしてくれて、協議をさせていただきました。それは先ほど町長の答弁もありましたように、町民課が進めております保育所の新設の案件、それからその横に児童福祉館、それからその横に公園を併設してはどうかというふうなことを考えておる案件をお互いに協議をさせていただいたところであります。これにつきましては、民間が今現在提言をいただいとるわけなんですけれども、要は、民間の経営の能力、それから資金、そういったものを投入していただくことによって、町が直接的に資金を出すよりも安定したコスト低減にもなるんじゃないかとい

うふうなことで、お互いに民間と公共が協力し合った、そういった公共的な複合施設 を建設できることはできないかというふうなことで、現在ずっと協議をさせていただ いとるところでございます。

その方式といたしましては、認定こども園につきましては、現在町民課のほうで来年度から設計に入るというふうなことで聞いてはおりますけれども、DB方式というふうなことで、町が建設をし、民間に運営管理をするのか、また、もしくは町が全て建設をし、町が経営をしていくのかというふうな方式、あとそれから児童館につきましては、BOT方式というのがありまして、民間が全て建設をし、民間が管理運営をしていただくという方式、あとそれから公園につきましては、指定管理方式というのがございまして、町が全て整備をし、指定管理を任せて公園を運営管理していただく方式、それから物販等についてもちょっと考えているわけなんですけども、店舗については、民間が施設を設置していただいて、テナントを募集して、そういった施設をやっていく。そういった全ての複合施設をやってみてはどうかというふうなことを大分まとまりつつある協議をさせていただいているところであります。

これにつきましては、当然資金はどこが出すか、民間が出すかというふうなことで、協議もどんどん重ねていかなければいけないわけですけれども、最終的に検討委員会からの提言がございました件についてを協議をさせていただいて、来年度中には、そういった青写真といいますか、御提言ができるような内容を作っていきたいなということで担当課とそれぞれの協議をさせていただいとるということでございます。

あと配置図につきましても、そういった面で当然決まってきますので、配置図も複合施設の配置図はこうなりますよというのが決まりましたら、それを町民の皆様に御説明し、御理解まではいきませんかもしれませんが、そういった御説明をしていく段階を今現在協議をさせていただいておるということでございます。

あと企業誘致の件につきまして、これは県のほうから、近永アルコール工場跡地に 企業を誘致したいというところが、何かあるのよというふうなことで聞いております ので、その件も含めまして、並行してこの内容については、進めていく必要があるの ではないかなというふうなことで、担当課のほうでは考えているところであります。

その2点でしたかね。いいですかね。

以上です。

○2番(中山定則君)

私の提案というか、まちづくり、都市計画の専門家も交えたような検討委員会はつくらない。現在、企画振興課を中心に青写真を作っている。そして、その青写真がで

きたら町民のほうに説明をしていくという流れで聞いたんですが、伺ったんですが、答申を18年に受けてから、来年3月でもう15年になります。15年になると思いますが、宅地分譲はすぐ始められた、その後の商業用地、公共用地の件については、青写真はそのときの答申の配置まであるということなんですが、それを見てないんですが、それとは15年前なので、もうかなり状況は変わってきていると思いますし、住宅用、現状先ほど言いましたように、分譲されている残りの2万3,000平米の分について、ちょっと形状もあまりよくないんですが、それをうまく活用するような感じで、やはり専門家と企画担当課等の内部だけではなくて、やはりある程度のコンサル、担当等も入れたほうがいいんじゃないかというのと、それが青写真ができる、ほぼ固まりつつある段階で、やはり町民の方の意見を聞くような機会を設けることも必要ではないかというようなことを思いますが、それについて質問させていただきます。

○町長(兵頭誠亀君)

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長(二宮 浩君)

ただいま専門家等も入れてというお話でございますけれども、この件につきましては、今PPP事業、恐らく中山議員、質問されるので御存じだと思いますけど、パブリック・プライベート・パートナーシップということで、民間のそういった経営能力、それから専門家が今入っていただいておりますので、それはPPP事業ということで、民間の経営能力であったり、資金能力であったり、そういった計画を立てていただくところに今現在入っていただいて、この計画を一緒に進めさせていただいておるというところでございますので、あえて検討委員会をつくるというふうなことじゃなしに、先ほど言いましたように、検討委員会に既に答申のあったものについて、そういった専門家等も含めて担当課と一緒に計画をさせていただいたということで御理解をいただいたらというふうに思います。

○2番(中山定則君)

今言われたような形で進められているということだといいんですが、最後に言いましたように、それはほぼ固まりつつある、地域計画等も予算化、予算の確保もできて、そういう形を実際に進めていくという前段階での説明というのをされる予定はあるのか、ぜひしていただきたいという感じで質問をさせていただきます。

○町長(兵頭誠亀君)

今、中山議員が言われたいろんな要望があるものについて、しっかりとしたものが

できる前に、しっかりと意見を聞いて、その意見を反映させよという裏返しであろう と承知しております。

ただ、先ほど申し上げました、議員が一番心配されています専門家を入れて、再度、 もう一回必要なのものを検討するべきじゃないかというお話なんですけども、平成1 8年にも東京のコンサル会社が入っておりました。

それで、そのときに鬼北町、私はそのとき、担当やったんですけども、そのときには、鬼北町には、こういうものが必要でしょう。ただし、こういうふうな公共施設は今都会でも、また田舎でも需要が少ないですというようなアドバイスもいただいたわけであります。

今現在、専門家を入れない理由としましては、入れる必要がないと私が思う理由としましては、これほど平成18年に立った計画について、半分の住宅用地を造成し、今入っていただいておる。残りの半分について今の計画どおりやっておる。その考え方については、一貫して変わってないわけですよ。それで、専門家がもし今いらっしゃったときに、こうするべきじゃないかとアドバイスがあって、例えばそれが1つ例として企業誘致であった場合には、企業誘致の分を企業誘致の効果といいますか、成果としては企業に入ってもらわないかんわけです。

今現在、専門家に入っていただいて、企業をじゃ入れましょう。そのときに、5年、10年、またそこに塩漬けになったときに、それをどうするのかと。やはり同時並行として今必要な保育所の施設、福祉施設と、併せていろんなものが、いろんな状況といいますか、企業さんとも話をし、ある程度の効果が見込めるときに、その分を提案させていただくというのが、私は今の行政サービススタイルじゃないかなと思うわけであります。

専門家がこうがいいというふうに言われたものを、じゃあ分かりました、じゃあ企業を誘致しましょう。企業が来んかった場合には、効果というものは全くないわけでありますから、ある程度の下ごしらえというものをつくった上での計画というもの、事業と推進というものも必要なんじゃないかなということで、町民の方には御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○2番(中山定則君)

町長が言われるのは分かるんですが、それでは、長期総合計画の間もなく後期計画、 来年度から始まります。その都市計画の推進の近永アルコール、施策方針、これは全 体変わるかもしれませんが、近永アルコール工場跡地未利用地の活用についての項目 のところには、今言われたような形が明記されるのか、最後の質問として出させてい ただきます。

○町長(兵頭誠亀君)

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長(二宮 浩君)

今、長期総合計画については、総合戦略と同時に並行して作成させていただいておりますけれども、今中山議員が言われましたことと同様に、町の今の考え方についても明記する必要があるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長 (渡邊眞次君)

中山議員、了承ですか。

○2番(中山定則君)

はい。

○議長 (渡邊眞次君)

これで中山議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩し空気の入替えを行います。

再開を11時25分に行います。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時25分

○議長 (渡邊眞次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、山本博士議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

山本議員、質問1についての質問を行ってください。

○4番(山本博士君)

議席番号4番、山本博士です。

先の通告書のとおり質問をいたします。

質問1、家庭のごみ出しについて。

初回の議会だよりでも述べたのですが、日々のごみ出しが困難な高齢者が現実的に増えています。足腰の衰えや病気、運転免許証も返納して集積所まで自力で運べず、 大変御苦労されており、環境保全課に家の近くへ集積所をお願いにいくと、集積所を 増やすことはできないとのことでした。ごみ出し対応が急務と考えますが、どう対処 されるのか伺います。

○議長 (渡邊眞次君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

それでは、山本博士議員の第1番目の家庭のごみ出しについての御質問にお答えを いたします。

家庭系ごみの収集につきましては、燃えるごみ、燃えないごみ、ビン缶、ペットボトルの4種類の町指定袋により、収集を行っております。ごみ集積場所は、町全体で約450か所あり、燃えるごみは、週に2回、燃えないごみ、ビン缶は週に1回、ペットボトルは2週間に1回のペースで収集し、宇和島地区広域事務組合環境センターへ搬入を行っております。

御質問にありました収集場所の増設につきましては、集落の状況やごみ収集車の運行計画及び環境センターの受入れ時間の制限等を勘案し、個々の案件ごとに、増設できるかどうかの判断をしております。

当町におきましては、担当課の環境保全課のほうへ、ごみ収集に関するお問合せが多くあることや、平成29年7月に、不燃物などのドラム缶へのごみ排出から、町指定袋4種類によるごみ排出方法へと変更したこともあり、住民の皆様の御要望や御意見をごみ収集体制に反映するため、令和元年度に各組長さんを通じて、家庭ごみの分け方・出し方についてのアンケートを実施させていただきました。アンケートの回答に基づく新規での設置や、移動要望等につきましては、要望箇所の確認を行い、当該地区の組長さんと協議し、今年の2月頃から順次対応をさせていただいたところであります。

山本議員御指摘のとおり、日々のごみ出しが困難な高齢者が増えてきていることも 承知いたしております。今後は、集積場所の増設や高齢者を対象とした戸別収集など、 住民ニーズに対応したごみ収集体制が取れるよう、日々情報収集を行い、他の自治体 の事例などを参考にして、きめ細やかなサービス提供に努めてまいりたいと考えてお りますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上で、山本博士議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長 (渡邊眞次君)

山本議員、質問1についての再質問はありますか。

○4番(山本博士君)

10月20日の新聞だったと思うんですが、ごみ出し対応が急務であると掲載されておりました。全国的にも町長言われましたように、増えているようで、各戸を訪れて回収する地方自治体もあるが、人的、財政的な課題も抱えるとありました。また、地域の共助の仕組みも検討したいとありました。個人的には、この共助の仕組みが大切ではないかと思っております。この共助の仕組みができれば、ごみ出しだけではなく、見守り、買物、病院などの補助もできるのではないかと思いますが、お考えを伺います。

○町長(兵頭誠亀君)

環境保全課長から答弁をさせます。

○環境保全課長(森 明君)

ただいまの山本議員の御質問にあったとおり、現在のごみ収集に対しましてなんですけれども、当町につきましては、町長の答弁のとおり、現在集積場所によります収集を行っております。

ただ、御指摘のとおり、高齢者が増加いたしまして、どうしても困難なごみ排出ができないという高齢者も増えております。そういうことで、できれば、そういう方につきましては、まずは身内の方の御支援、そして当然互助の精神ということで、地域の方の御支援があってこそということで考えております。

ただ、どうしてもそういった支援が受けられない方等もございますので、そういった場合につきましては、当然行政のサービスが必要でございます。

町長の答弁にもありましたように、ごみの集積場所の収集以外に新たな収集体制といたしまして、高齢者を対象にいたしました戸別収集というものを今現在環境保全課のほうで進めております。

当然生活支援ということもございますので、環境保全課でのごみ収集の考えではいけませんので、福祉部局と協議をさせていただきながら、そういった支援事業を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○4番(山本博士君)

今、個別支援ということを言われたんですが、これは各戸を訪問してごみを徴集するみたいな考えでしょうか。

○町長(兵頭誠亀君)

環境保全課長から答弁をさせます。

○環境保全課長(森 明君)

今、御質問がありますとおり、戸別収集というものに対しましては、そういうごみ 出しの困難な高齢者などに対しまして、家庭のほうに個別で訪問いたしまして、家庭 からのごみを収集するというような体制を現在検討をしております。当然のことなが ら、これは初めてのことでございますので、当然いろんな問題等もございます。

町長の答弁にもあったように、いろんな先進地事例とかいうこともございますし、 当然町としてこれはすばらしい制度と思いますので、いい制度をつくるために、今後 につきましては、そういう対象者となります高齢者の御意見を聞きながら、それを反 映できるようなシステムづくりを今後検討していきたいと考えておりますので、よろ しくお願いします。

以上でございます

○4番(山本博士君)

いろいろ検討されているようで安心をしたところでありますが、ある御高齢の御夫婦が運転免許証を返納されまして、ごみを出すために電動用の乗用車ですかね、ポピーとかいう、それを購入されまして、ごみを出されております。ただ、雨の日とか、雪の日などは大変御苦労が多いんではないかと思います。

それと、先ほど言いましたように、共助の仕組みができれば、ごみ出しだけではなく、そういった病院の補助、買物への補助もできるのではないかと思うんですが、再度その共助の仕組みをつくられる考えはないか、お考えを伺います。

○町長(兵頭誠亀君)

この根本といいますか、課題になっておるのは、やはり高齢者の方々、不自由な状況の方が多くいらっしゃる、昔より多くなってきたということが課題でありまして、例えば30年、四半世紀前に、そういう方が近くにおられましたら、今ほどのお話であります共助ということで、隣のおじいちゃんをうちが面倒を見よるんよというふうなことが、どこの集落でもあった話だと思うんですよ。ただ、その方々の、おじいちゃん、おばあちゃんの数が多くなりますと、それを共助するほどの、自分の親切としてやれる範疇ではなくなってきたから、こういうふうな課題が出てくるんだろうな。ただ、行政サービスとして一番必要なのは、そのような気持ちを捨てずに何とか持ち続けるというような形のものをつくれないかなということを担当課のほうには話しております。

ただ、それができない範囲として、例えばシルバー人材センターとか、それから民生委員さんの方々の附属の考え方ですか、いろんなところに思いを巡らせてやっております。一回そこで金銭といいますか、サービスの提供として金銭感覚が発生した場

合には、元にはなかなか戻れないだろうと思っておりまして、それまでの期間、何とか食いとどめることはできないかというところの協議が少し難航しているのは、承知なところであります。別に遅らせているわけではないんですけども、一番鬼北町で適当な部分もある程度の金銭的なサービスというところまでいっとるのかどうかという決断を、もうしばらく待っていただければというふうに思ってます。

以上です。

○議長 (渡邊眞次君)

山本議員、了承ですか。

○4番(山本博士君)

了解です。

○議長 (渡邊眞次君)

それでは、質問1についての質問は終わります。 続いて、質問2についての再質問はありますか。

○4番(山本博士君)

すみません。この質問2に対しては、再質問ではありません。

質問2、子どもインフルエンザ予防接種の無償化について。

現在、子どもたちのインフルエンザ予防接種は、13歳未満までは2回受けるようになっています。病院によって様々のようですが、1回目は3,000円から4,000円、2回目は2,700円ぐらいだと聞いております。子どもの多い家庭では大変負担が大きいと思います。

新型コロナウイルス感染症との同時流行を避ける、今はもう間に合わないかもしれませんが、今後のこともあります。子育て支援にもなると思いますが、高校生までのインフルエンザ予防接種無償化についての考えを伺います。

○議長 (渡邊眞次君)

答弁を求めます。

○町長 (兵頭誠亀君)

それでは、山本博士議員の第2番目の子どものインフルエンザ予防接種の無償化についての御質問にお答えをいたします。

子どもの予防接種は、予防接種法でA類疾病とB類疾病に分類され、BCG・はしか等のA類疾病に係る予防接種は、法の規定により、集団予防、重篤な疾患の予防に重点が置かれ、自治体が実施主体となり、費用は自治体が負担して、実施することになっております。

その一方で、山本議員御質問のインフルエンザの予防接種は、B類疾病に分類されており、A類疾病と同様に自治体が実施主体となりますが、個人予防に重点が置かれ、それぞれの人が予防に努めていただくこととされていることから、費用は、原則として、接種を受ける方に負担していただくことになっております。

なお、県内の市町の状況でありますが、予防接種に係る費用を全額市町で負担をしている市町は、2町で、うち1町は、町内の医療機関で接種した場合に限定されております。その他に、費用の一部を市町が負担している市町は、4町でありますが、県内20市町のうち、14市町が全額個人負担で実施している状況であります。

現段階では、当町におきまして、制度の趣旨に沿って、接種者本人に御負担いただきながら、インフルエンザ予防接種を実施してまいりたいと考えております。

以上で、山本博士議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長 (渡邊眞次君)

山本議員、失礼しました。

質問2についての再質問はありますか。

○4番(山本博士君)

鬼北町におきましては、様々な子育て支援をされているところですが、インフルエンザ予防接種は子どもたちの命に関わることです。所得の低い家庭では子どもたちに 予防接種を受けさせられない家庭もあるのではないかと大変危惧しております。

11月3日の新聞に、伊方町だったと思いますが、町民のインフルエンザ予防接種を無償化するとありました。

鬼北町では、65歳以上の方々は1,000円となっております。大変ありがたいことですが、子どもたちの命もさらに大切です。所得格差により子どもたちの命に差別があってはならないと思っております。

高校生までの無償化について、再度伺います。

○町長(兵頭誠亀君)

質問の趣旨は分かるわけでありますけども、差別はしておりませんので、そこは誤解を招かないようにお願いをいたします。

その他の答弁につきましては、保健介護課長が答弁をさせます。

○保健介護課長(芝 達雄君)

それでは、山本議員さんの質問に対してお答えしたいと思います。

どんな病気にしても命は関係してくると思いますが、現段階の進んだ医療の中でかなりインフルエンザの治療に対しては、治療が行われていると認識をしております。

そういった中で、万が一インフルエンザに感染した際には、医療費のほうを無償化を しておりますので、そういった面で、そういった対応ができているんではないかとい うふうに考えております。

よって、町長の答弁にありましたとおり、現段階では、まだ無償化への考えには至っておりません。

以上です。

○議長 (渡邊眞次君)

山本議員、了承ですか。

○4番(山本博士君)

了承です。

○議長 (渡邊眞次君)

それでは、質問2については、了承ですか。

○4番(山本博士君)

了承です。

○議長 (渡邊眞次君)

これで山本博士議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

再開を午後1時とします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○議長 (渡邊眞次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、選挙第1号、鬼北町選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題と します。

本案は、現在、選挙管理委員及び補充員の任期が、令和3年2月22日をもって任 期満了となるので、その後任者を選挙するものです。

選挙管理委員及び同補充員については、地方自治法第182条の規定により、議会において選挙することになっており、その任期は、同法第183条の規定により、4年と定められています。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時02分

○議長 (渡邊眞次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、指名します。

ただいま配付しました名簿のとおり、選挙管理委員には、谷口清美君、清家基憲君、 髙田洋一君、城平正文君。

同補充員には、松本幸男君、坂中志郎君、大森千秋君、松田春男君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方々を、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の当選 人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました方々が、選挙管理委員及び選挙管理委員

補充員にそれぞれ当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。

日程第7、議案第66号、鬼北町議会議員及び鬼北町長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第7、議案第66号、鬼北町議会議員及び鬼北町長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定するものであります。 詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどをよろし くお願い申し上げます。

○総務財政課長(高田達也君)

この条例は、公職選挙法の一部を改正する条例の公布、施行に伴い、町村選挙における立候補に係る環境改善を図ることを目的に、選挙公営の対象が拡大され、公費負担に関し、必要な事項を定めるものです。

議案書4ページをお開きください。

第1条では、町村選挙において、選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用 ポスターについて公費負担とすることを規定しております。

第2条から第5条までは、選挙運動用自動車の使用について定めたもので、第2条では、候補者が限度額の範囲内において選挙運動用自動車を無料で使用することができることを規定しております。

第3条では、当該自動車の使用に関し、有償契約の締結と鬼北町選挙管理委員会へ の届出について規定しております。

第4条では、公費負担額及び支払い手続について規定しております。

第5条では、公費負担の対象とする契約は、当該候補者が指定する1契約のみとす

ることを規定しております。

次に、第6条から第8条までは、選挙運動用ビラについて定めたもので、第6条では、候補者が限度額の範囲内において選挙運動用ビラを無料で作成できることを規定しております。

第7条では、当該ビラ作成に関し、有償契約の締結と鬼北町選挙管理委員会への届 出について規定しております。

第8条では、公費負担額及び支払い手続について規定しております。

次に、第9条から第11条までは、選挙運動用ポスターについて定めたもので、第9条では、候補者が限度額の範囲内において選挙運動用ポスターを無料で作成できることを規定しております。

第10条では、当該ポスター作成に関し、有償契約の締結と鬼北町選挙管理委員会 への届出について規定しております。

第11条では、公費負担額及び支払い手続について規定しております。

第12条では、この条例に関し、必要な事項は委員会が定めると規定しております。 附則、この条例は、令和2年12月12日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例の規定は、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (渡邊眞次君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第66号、鬼北町議会議員及び鬼北町長の選挙における選挙運動の公

費負担に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第67号、鬼北町新型コロナウイルス感染症対策利子補給金基金条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第8、議案第67号、鬼北町新型コロナウイルス感染症対策利子補給金基金条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

町が実施する新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業に要する経費の財源に充 てるため、条例を制定するものであります。

詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく お願い申し上げます。

○企画振興課長(二宮 浩君)

鬼北町条例第27号、鬼北町新型コロナウイルス感染症対策利子補給金基金条例の 制定について御説明いたします。

鬼北町新型コロナウイルス感染症対策利子補給金条例は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、売上高の減少等の影響を受け、事業活動を継続のために、国及び愛媛県が取り扱う新型コロナ対策の融資制度を利用した中小企業、または当該融資を行った金融機関に対し、利子補給を行う制度でございます。

それでは、条例の内容を御説明いたしますので、8ページをお開きください。 鬼北町条例第27号。

第1条でございますけれども、第1条は、条例の設置について規定をするものでご ざいます。

第2条は、基金の積立てについて規定するものであります。基金の原資は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をもって充てるものとする。

第3条は、基金の管理について規定するものでございます。

第4条は、基金の運用益金の処理について規定するものです。基金の運用から生ず

る収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

第5条は、基金の処分について規定するものでございます。基金は、第1条に規定 する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

第6条は、町長の条例に対する委任を規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (渡邊眞次君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番(程内 覺君)

この制度そのものは大変ありがたい制度だと感じておりますが、今利用されている町内の企業は、何%ぐらいに当たるのかお尋ねします。

○町長(兵頭誠亀君)

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長(二宮 浩君)

件数等については、把握をしておりません。ただし、すみません。パーセンテージですね。それについては、把握をしておりませんけども、件数で御報告をさせていただいたらというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症対応資金、全国統一枠でございますけれども、これにつきましては、47件、融資額が5億4,880万円。も51件、新型コロナウイルス感染症対策資金、これは県の独自枠でございますけれども、これが15件の3億500万円、合計8億5,380万円、合計62件の方がこの融資を使って御利用させていただいとるという状況でございます。

以上です。

○議長 (渡邊眞次君)

よろしいですか。

○9番(程内 覺君)

はい。

○5番(赤松俊二君)

この新型コロナウイルス感染症の利子補給の基金の成立、これについては、もう現在やられておると思うんですが、これはあくまでもコロナが終息すれば、この基金と

いうのは、もうなくなるということですか。これは、いつまでこういう基金を積み立ててやられるということですか。

○町長(兵頭誠亀君)

今回の国からの臨時交付金において当該年度に支援をする形はあるんですけども、この分については、今年度に利子補給をしなければならないということですから、国からいただいた臨時交付金の中で、来年度以降に利子が発生するであろう金額というものが計算できますので、その分を基金に積み立てるということで、先ほども報告がありました事業の分の利子発生分をそのまま基金に積み立てて、今年度の負担とさせていただくということでありますので、コロナが終息といいますか、そのものについては、支払いの義務というものを今年度に約束するというものであるということですので、御理解いただきたいと思います。

○議長 (渡邊眞次君)

よろしいですか。

○5番(赤松俊二君)

そしたら、この基金を積み立てることについて異議はないんですけども、要するに、 終息がすれば、もう利子補給をしなくてもいい、終息して、そういう利子補給をしな くていい、なるような状況であれば、この基金というのはもうなくなる、設立はなく なる、そういうことでよろしいんですか、そうではないんですか。

○町長(兵頭誠亀君)

実際に金融機関からもう借りられとるわけですから、そこに利子が発生するというところで、その分を公費として支援をするというものでありますので、この分の負担が消えることはないだろう。もちろんそれぞれの事業者さんが、繰上償還をされた場合には、その利子というものはなくなりますから、その分の負担が要らなくなるということが考えられるかと思いますけれども。

以上です。

○5番(赤松俊二君)

そうであれば、この補助金は償還期間が7年というふうになっているけど、その7年間の間、この基金でやられる、それ以降については、もう要らないということでよろしいですか。

○町長(兵頭誠亀君)

御案内のとおりでございます。

○議長 (渡邊眞次君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第67号、鬼北町新型コロナウイルス感染症対策利子補給金基金条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第68号、鬼北町税外収入の督促手数料及び延滞金に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第9、議案第68号、鬼北町税外収入の督促手数料及び延滞金に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく お願い申し上げます。

○町民生活課長(谷口浩司君)

それでは、鬼北町条例第28号、鬼北町税外収入の督促手数料及び延滞金に関する 条例等の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書10ページを お開きください。

今回の改正は、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律

により、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等が引き下げられ、令和3年1 月1日から施行されることから、所要の改正を行ったものでございます。

なお、この条例は、関係する3つの条例の一部改正を1つの条例で改正をするもので、第1条で、鬼北町税外収入の督促手数料及び延滞金に関する条例の一部の改正を、第2条で、鬼北町後期高齢者医療に関する条例の一部改正を、第3条で、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

別紙の新旧対照表に基づき説明をいたしますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正する ものでございます。

1ページをご覧ください。

第1条の鬼北町税外収入の督促手数料及び延滞金に関する条例は、第4条で。

2ページをお開きください。

第2条の鬼北町後期高齢者医療に関する条例は、第2条で。

3ページ、第3条の鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例は、附則第3項で、 それぞれ特例基準割合を、延滞金特例基準割合に改め、「以下(この項において「特 例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」 に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるものでございます。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書10ページをご覧ください。

附則について御説明をいたします。

附則第1項、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

附則第2項、この条例の規定による各条例の規定中延滞金に関する部分は、延滞金のうち、この条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるとするものでございます。

以上で鬼北町条例第28号、鬼北町税外収入の督促手数料及び延滞金に関する条例 等の一部を改正する条例についての説明といたします。

御審議よろしくお願いをいたします。

○議長 (渡邊眞次君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第68号、鬼北町税外収入の督促手数料及び延滞金に関する条例等の 一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第69号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第10、議案第69号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく お願い申し上げます。

○町民生活課長(谷口浩司君)

それでは、鬼北町条例第29号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 について御説明をいたしますので、議案書12ページをご覧ください。

今回の改正は、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて給与所得控除や、公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うこととなるため、国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うもので、その内容は、国民健康保険税の軽減の対象となる所得基

準について軽減判定所得の基礎控除額を33万円から43万円に引き上げるものでご ざいます。

別紙の新旧対照表に基づき、主な改正点について説明をいたしますので、そちらを ご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正する ものでございます。

1ページをご覧ください。

第23条第1号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する 国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者)の数及 び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数が2以上の場合にあっては、43万 円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した 金額」に改めるものでございます。

3ページ及び4ページをご覧いただきたいと思います。

第23条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改めるものでございます。

新旧対照表での御説明は以上でございます。

議案書12ページをご覧ください。

附則について、御説明をいたします。

附則第1条、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

附則第2条、この条例による改正後の鬼北町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものでございます。

以上で、鬼北町条例第29号、鬼北町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例 についての説明といたします。御審議よろしくお願いいたします。

○議長 (渡邊眞次君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第69号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第70号、鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第11、議案第70号、鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等の施 行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく お願い申し上げます。

○町民生活課長(谷口浩司君)

それでは、鬼北町条例第30号、鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明をさしあげますので、 議案書14ページをお開きください。

別紙の新旧対照表に基づき、主な改正点について御説明します。こちらをご覧いただきたいと思います。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正する ものでございます。 第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中 核市」を加えるものでございます。

新旧対照表での説明は以上でございます。

議案書14ページをご覧ください。

附則について御説明をいたします。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条の規定は、令和2年 4月1日から適用するものとするものでございます。

以上で鬼北町条例第30号、鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議よろしくお願いをいたします。

○議長 (渡邊眞次君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第70号、鬼北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第71号、宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及 び規約の変更についてを議題とします。 町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第12、議案第71号、宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及 び規約の変更について、提案理由の説明をいたします。

宇和島地区広域事務組合が共同処理する事務のうち、旧鬼北環境センターに係るご み処理施設の設置及び管理運営に関する事務を廃止し、これに伴う規約の変更を行う ため、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく お願いいたします。

○企画振興課長(二宮 浩君)

それでは、議案第71号、宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び 規約の変更について御説明いたします。

17ページをお開きください。

広域事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定によりまして、協議については、関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないことから提案するものであります。

提案内容は、環境センターの供用開始に伴い運転を終了し、解体撤去いたしました、 旧鬼北環境センターに係るごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務の廃止をし たことによる共同処理する事務の変更に伴い、所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、お手元に配付しております規約新旧対照表により御説明 いたします。

左側が現行の規約、右側が改正後の規約案です。

左側現行、共同処理する事務第3条16号の下線で示します条文について、改正後 は削除するものです。

次に、別表第16条関係、宇和島地区広域事務組合分賦金割合第2項第13号、ご み処理施設の割合表を改正後削除するものであります。

それでは、議案の17ページに戻っていただきまして、附則、この規約は、令和3年3月31日から施行するものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (渡邊眞次君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第71号、宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び規 約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第72号、工事変更請負契約(鬼北町公営住宅栄町団地新築工事 B棟)の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第13、議案第72号、工事変更請負契約(鬼北町公営住宅栄町団地新築工事 B棟)の締結について、提案理由の説明をいたします。

令和2年6月11日付請負契約を締結した鬼北町公営住宅栄町団地新築工事B棟の設計変更に伴い、請負金額に差異を生じたので、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 1. 工事名 鬼北町公営住宅栄町団地新築工事B棟。
- 2. 契約の金額 変更前5,445万円、変更後5,390万9,000円。
- 3. 契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市22番地1。愛媛建設株式会社。代表取締役、坂本信哉であります。

主な変更理由といたしましては、床断熱材の変更、境界基礎、U字側溝の配置変更 等であります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 (渡邊眞次君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第72号、工事変更請負契約(鬼北町公営住宅栄町団地新築工事B棟) の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

再開を14時とします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 2時00分

○議長 (渡邊眞次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第73号、令和2年度鬼北町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第14、議案第73号、令和2年度鬼北町一般会計補正予算(第6号)につい

て、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、人事院勧告等に伴う人件費のほか、地方バス路線維持費補助金、プレミアム商品券販売事業などを追加計上するものであります。

また、歳入につきましては、事業実施に伴う特定財源等を追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ3億4,170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、99億960万円とするものであります。

地方債補正におきましては、災害復旧事業、合併特例事業、緊急防災・減災事業及 び過疎対策事業について、限度額の変更を行うものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○総務財政課長(高田達也君)

それでは、第1条の歳入歳出予算の補正について説明いたします。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、11ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、主に令和2年人事院勧告に伴う人件費について所要の調整を行っておりますが、これらにつきましては、説明を省略させていただき、 主な事業について説明いたします。

11ページ、2款、1項、6目、企画費、12節、プレミアム商品券運営準備業務委託料300万円、18節、プレミアム商品券7,000万円につきましては、現在販売しております鬼プレミアム商品券販売事業について、地域経済対策として追加計上をするものです。

12ページ、11目、生活交通路線対策費、18節、地方バス路線維持費補助金2, 800万8,000円は、高知高陵交通に180万8,000円、宇和島自動車に2, 620万円を計上するものです。

2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費につきましては、補正額として70万4, 000円を追加計上しておりますが、これはマイナンバーカード取得促進に係る経費 を計上するものです。

14ページ、4款、1項、3目、予防費、10節、消耗品費152万円、11節、通信運搬費70万円、12節、電算システム改修委託料44万円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備に係る経費を計上するものです。

16ページ、5款、2項、2目、林業振興費、14節、森の三角ぼうし施設整備工

事請負費30万円は、利用者の安全確保のため、駐車場区画線工事を実施するものです。

6款、1項、2目、商工振興費、18節、復興事業支援補助金600万円は、11 月末まで実施しておりました飲食店支援スタンプラリーについて計画以上の御利用を いただきましたので、追加計上をするものです。

6目、成川渓谷休養センター費、12節、成川渓谷休養休憩施設等指定管理委託料500万円は、コロナ禍の影響で減少した経費について計上するものです。同節、成川渓谷景観整備業務委託料200万円は、渓谷景観向上のため、休養センター周辺に植栽を実施するものです。14節、成川渓谷休養センター施設整備工事請負費500万円は、施設の利便性向上のため、施設改修経費を計上するものです。

17ページ、7款、2項、3目、橋りょう維持費、12節、測量設計委託料1,2 20万円は、神社前線神社前橋、小松麓線麓橋、面谷平線無名橋について、橋りょう の損傷状況を調査し、所要の改修工事設計を行うものです。

7款、4項、3目、鬼北総合公園費、14節、鬼北総合公園施設整備工事請負費3 34万円は、リフレッシュ広場未舗装部分の舗装及び屋外トイレの洋式化工事を実施 するものです。

18ページ、8款、1項、1目、非常備消防費、18節、避難施設感染防止対策事業費補助金200万円は、避難所として利用する集会所等の新型コロナウイルス感染症対策のため、トイレ洋式化等の経費を追加計上するものです。

9款、2項、1目、学校管理費、10節、電力料227万9,000円。3項、1目、学校管理費、10節、電力料14万6,000円は、コロナ禍における学習環境確保のため、換気しながら空調設備を使用することにより、追加計上をするものです。

19ページ、9款、4項、2目、公民館費、12節、低濃度PCB廃棄物処理業務 委託料102万8,000円は、愛治公民館受電設備において低濃度PCBが発見さ れたため、処分に要する経費を計上するものです。

20ページ、9款、5項、1目、保健体育総務費、18節、オリンピック聖火リレー県実行委員会負担金163万1,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大により、当初計画しておりました聖火リレーが延期されたことに伴い、県実行委員会負担金を減額するものです。

21ページ、10款、1項、1目、農地農業用施設災害復旧費、14節、災害復旧工事請負費1,308万5,000円は、令和2年災で農地2か所、施設1か所を計上するものです。

3目、過年補助農地農業用施設災害復旧費、14節、災害復旧工事請負費2,98 0万円は、平成30年災で施設6か所を計上するものです。

10款、2項、1目、公共土木施設災害復旧費、14節、災害復旧工事請負費2億円は、平成30年災町道牛内線道路災害復旧工事費を計上するものです。

次に、歳入予算について説明いたします。

7ページをお開きください。

13款、1項、3目、災害復旧費国庫負担金、1節、公共土木施設災害復旧費国庫補助金は、補正額として1億3,340万円を計上するものです。

13款、2項、1目、総務費国庫補助金、4節、新型コロナウイルス感染症対応地 方創生臨時交付金1,805万3,000円は、感染症対策のため追加計上するもので、 3号補正、5号補正と合わせた臨時交付金額は、4億903万4,000円となりま す。

3目、衛生費国庫補助金、3節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 国庫補助金は、補正額として264万6,000円を計上するものです。

6目、土木費国庫補助金、2節、橋りょう維持費国庫補助金は、防災・安全社会資本整備交付金から道路メンテナンス事業国庫補助金に所要額を組み替えるものです。

8ページ、14款、2項、9目、災害復旧費県補助金、1節、農地農業用施設災害 復旧費県補助金は、令和2年災、平成30年災に係る県補助金を計上するものです。

17款、2項、1目、財政調整基金繰入金、1節、財政調整基金とりくずし1億6, 839万2,000円は、コロナウイルス臨時交付金地方債の借入れ補正等により、 減額補正をするものです。

9ページ、7目、公共施設等整備管理基金繰入金、1節、公共施設等整備管理基金 とりくずし1,040万円は、過疎債等への借入れ補正により減額補正するものです。

19款、5項、1目、雑入、35節、プレミアム商品券販売収入は、3,500万円を追加計上するものです。39節、宇和島地区広域事務組合負担金精算金615万3,000円は、前年度の精算金であります。

20款、1項、町債につきましては、各事業につき所要の地方債を計上するほか、
過疎債から合併特例債等への借入れの変更を行うものです。

次に、第2条の地方債の補正について説明いたします。

4ページをお開きください。

第2表の地方債補正は、2の災害復旧事業について、補正後の限度額を9,350 万円に増額。4の合併特例事業について、補正後の限度額を1億9,990万円に増 額。5の緊急防災・減災事業について、補正後の限度額を3億3,370万円に増額 し、6の過疎対策事業について、補正後の限度額を4億9,270万円に減額するも のです。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じです。

次に、給与費明細書について説明いたしますので、22ページをお開きください。 1の特別職について説明いたします。

期末手当10万5,000円の減額は、令和2年人事院勧告により期末手当が10 0分の5を減額するものです。

23ページ、2の一般職について説明いたします。

(1) の総括は、24ページのア、会計年度任用職員以外の職員と、25ページに 記載しております、イ、会計年度任用職員の総計であります。また、職員数の括弧の うちの数は、短時間勤務職員であります。

24ページ、アの会計年度任用職員以外の職員について、比較の欄を説明させていただきます。

減の主な理由は、人事異動及び令和2年人事院勧告に伴う手当の減によるものです。 職員数は増減ありません。給料は139万1,000円の減、職員手当は486万円 の減であります。職員手当の内訳につきましては、下表の職員手当の内訳のとおりで ありますので、お目通しをお願いいたします。

共済費は、7万9,000円の減で、合計633万円の減であります。

26ページの2、給料及び職員手当の増減額の明細について説明いたします。

給料は139万2,000円の減、職員手当は528万円の減であります。減額の理由は、いずれも人事異動、人事院勧告に伴う減額分であります。

27ページ以降の3、給料及び職員手当の状況については、説明を省略いたしますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (渡邊眞次君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番(福原良夫君)

16ページ、6款、1項の6目、成川渓谷センター整備事業500万円ありますけど、もうちょっと詳しく御説明願います。

○町長(兵頭誠亀君)

14節、工事請負費のことだと思いますので、企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長(二宮 浩君)

6款、1項、6目の14節の工事請負費。こちらのほうは、今現在、成川渓谷休養センターのほうは、共立メンテナンスさんに指定管理をお願いしているところでございますけれども、今年度末をもちまして指定管理が切れるということで、現在、町としては直営でやっていくというふうな方針を固めておったわけでございますけれども、その中、貸与で管理運営をさせていただけないかというふうな事業者がございました。今現在そこと話合いをつけているところでございますけれども、もしそうなった場合に、4月1日から直営でやるにしろ、そういった委託を任せるにしろ、今現在キャンプ場、それからログハウス、温泉、それからもろもろの施設等が老朽化して改修の必要がございます。そういった費用のために今回500万円を計上させていただいて、新たに4月1日から運営を開始するというふうなことで考えておるところでございます。

以上です。

○7番(芝 照雄君)

17ページ、8款、1項、消防費のうちの18節、避難所施設感染防止対策事業費補助金200万円、集会所のトイレ等の補助金ということなんですけど、何か所整備する予定か教えていただきたいと思います。

○町長(兵頭誠亀君)

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長(高田達也君)

改修につきましては、27施設で、トイレの洋式化に14か所、小便器の自動化に19か所、自動水洗に30か所を予定しております。 以上です。

○9番(程内 覺君)

11ページの総務費と12ページの総務費、2点についてお伺いをしたいと思います。

まず最初に、11ページの6目の企画費の中のプレミアム商品券についてお伺いを します。

これは大変住民の方にも喜ばれている施策だと思いますが、片や、商店の方に聞く と、大変ありがたいんやけど、判こついたりいろいろせなんだらいけんので、煩雑で いけんかいなといったような声も多々あるようですが、地域経済対策ということですが、経済対策としてその任務を果たしているのか、本当にそういう方々のためになっているのか、そういったところをお尋ねをしたいと思います。

それから、今度新たにこの間回覧で回りよった20日から販売をされるということですが、販売をされるに当たって行列ができたり、愛媛県の知事さんも言われているように、密にはならないほうがいいよといったようなことを指導されていますが、そういった密の対策はされて販売されているのか。

それから、購入したくても購入できない、言わば遠隔地の方とか、足のない方とか、 そういった足のない方というのは、そういう交通手段のない方等でございますが、そ ういった方の手当を新たにする考えはないのかとかいうことも、またちょっとお伺い をしてみたいと思います。

それと、もう1点、12ページの地方バス路線維持費補助金、高知高陵交通に180万8,000円といった予算を計上されておりますが、これは以前から町長も大変心配をされていたことかと思いますが、よく日吉のほうへ行ったり、梼原のほうへ行ったりすると、もうほとんど乗客が乗っていない状況が長く続いていますが、毎年これをやはり同じような予算編成をしていくことが、本当に住民の福祉向上につながるのか、その点も併せてお聞きをしたいと思います。

○町長(兵頭誠亀君)

プレミアム商品券の案件とそれから地方バス路線の案件ということなんですけども、 私のほうで概略だけ答弁させていただいて、細かい点につきましては、企画振興課長 のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

商業施策として効果があったかないかということなんですけども、3月から国の臨時交付金を使って、国が各都道府県、そしてそれぞれの県内の各市町に一斉に給付金を支給したと。この考え方というのは、やはりそれぞれの市町によって、そこの対策としてコロナの感染状況、または商業的な状況、そういうものも勘案して、それぞれの市町で工夫して経済対策あるいは感染症対策をやってほしいというような意図が十分あると思うんです。

鬼北町においては、まずは感染症対策の部分はもちろんやったわけでありますけども、商業施策につきましては、商工会のほうとも話をし、国の支援として200万円、 100万円という、それぞれの店舗の部分の不足する部分、49%以下の低下の部分 について町のほうでやると。ただし、それ以外のところについて、どのようなものに するかということについては、それぞれの市町の力量が試されるということなんです けども、今回、私がしたのは、施策としてそれぞれの金額というものを支援措置としてする代わりに、今回プレミアム商品券では、町民の方々が1万を支給し、出していただくと、それによって経済効果が今回予算を組んだのが1億円が2億円になるということでありまして、それが効果としては、やはり昨年の11月、12月、1月の消費状況と今年がどうだったかと。それが3月、それまでの11月までの落ち込んだ部分からどれぐらい回復したのかということを見ていかなきゃならんと思うんです。今現在はどんどん購買していただいておりますので、それをどんどん使っていただくことが一番であろうと思うわけであります。もうしばらく効果については、待っていただきたいと思うんですけども、ただ、実際に一番影響を受けとるのが私は飲食店と思いよったんですけども、やはり商工会さんに聞きますと、それに付随する仕出し、料理の材料を提供する農家の方々、魚屋さん、いろんなところに波及する、タクシーの運転手さん、いろんなところに波及する、そういうところも目に見えないところにも目を向けてほしいという話がありましたので、今回一律にやることも適当なんじゃないかなと。

今回は1つさっきの遠隔地の話なんですけども、福祉施策としては、国が10万円の支給をいたしました。その分については、町民の方もそれぞれに10万円を得ている。ただし、今回のこの2億円の予算というのは、福祉施策ではなしに、しっかりとした商業施策ということでやらせていただいておりますので、目的は2億円の予算のプレミアム商品券をしっかりと売ることだということで考えております。

ですから、1回目の分は、各公民館で回りましたけれども、残った分については、 しっかりとそこを売ることを考えているということで、1か所にいたしたということ で、御了解いただきたいと思います。

ただし、その分については、予算に出しておりますように、追加をして、少し売行きが予想以上にあったものですから、少し追加をさせていただきたい。この裏側には、やはり数日前に菅総理が話された追加の1兆5,000億円に予備費の5,000億円を足した2兆円の部分で、各市町が今からどのように対策を練っていくか、令和3年度の予算と一緒に15か月予算ということで、ちゃんと切れ目のないコロナ対策をしてくれというメッセージがあるわけですから、その分にこの分を付け足して、もう少し、これ以上に付け足すことも必要なんじゃないかなと思うわけであります。

あと密の部分については、今必死に考えてくれておりますので、担当課長から説明 をさせたいと思います。

地方バス路線のこの分は、実は今年の10月までの分を負担金として請求がある部

分について、この分は支出済みでありまして、実は、ここは梼原町長さんと話をして、 今のお話があったように、町内の方が梼原に行くような状況が今見当たりませんので、 そのことについて言えば、今年の補正予算が最後になると。来年の4月からはその分 を提出するということにいたしております。

ただ、その分の予算が浮くわけでありますけれども、そこを沿線の日向谷地区の 方々のタクシーチケット等に使いたいというふうに考えております。

以上です。

あと企画振興課長、よろしくお願いします。

○企画振興課長(二宮 浩君)

詳細について、私のほうからお答えさせていただいたらと思いますけども、経済効果につきましては、先ほど町長が申されましたように、1万円で2万円使うということで、2倍の効果があるということで、十分今後そういったものが現れてくるのではないかなというふうに考えております。

あと密の対策の部分でございますけれども、現在、昨日までの販売分が82%、9,600人に対して今8,200人の方が買いに来られているということで、約1,500人分近くは、あと10日間ありますから残るんじゃないかなということで考えております。今後は7,000万の増額をいたしまして、3,500セットを追加いたしますので、合計5,000セット分は用意できる予定で考えております。

回覧で回しておりますように、1世帯、3セット入りをさせていただきますので、約1,600世帯分については、確保できるというふうなことで、担当課のほうでは考えておりますけれども、これまでに第1次商品券を買いに来られた方が、もう既に3時頃から並びたいというふうな方もおられますので、相当な列ができるのじゃないかなというふうなことで、それは想定いたしております。

ですから、販売開始は9時というふうなことで決定させていただいておりますけれども、9時までには300、400名の方が並ばれることも想定をさせていただいて、現在、担当課のほうでは、まだこれは決定しておりませんけども、販売時間を早めることも必要ではないかなとか、あとこれまで受付事務を2か所でやっておったわけですけれども、今回受付事務は20か所に増やしまして流れをよくするというふうないろいろな策を考えさせていただいております。

ですから、当日は12月20日でありますけれども、それまでにはなるべく密を解消できるような対策を練って対応したいということで考えております。

あと購入できない方の手当の対応なんですけれども、購入できない方の対応につき

ましては、第1次商品券の販売におきましても、代理人の方がおいでいただければというふうなことで対応しておりますので、1人の方が5人分、10人分、10人分はひどいですけど、3人分、4件分というふうなものを預かっていただいて運転してきていただいたら、その方が対応できるというふうに考えております。

あとこれまでにいろいろなお電話もいただいているわけですけれども、要は、抽せ んでやったらどうかとか、その密を解消するためにですね。あと町内のそこの体育セ ンター1か所の売りじゃなしに、地域で販売してくれというふうなお電話もいただい ておりますけれども、これにつきましては、丁重にお断りをさせているんですけども、 というのは、地域で販売いたしますと、先ほど申し上げましたように、5,000セ ットを3セット売りしますと、1,600世帯分になります。その1,600世帯分を 人口割でいきますと、近永地区が人口の約半分おりますので、約800人分世帯分に ついては、近永地区に置かなければならない。残り800世帯分を地方に、地域に置 きますと、150ぐらいずつしか地域には配分できないですね。ですから、例えば私 は愛治ですけども、愛治地区の方が300世帯の方が要望されても150世帯分しか 配分をしないので、150世帯の方はもう行っても全然買えないという状況になりま す。宇和島市さんが売られたのは、宇和島市が三間へ行っても買えるような、どこに 行っても買えるようなやり方をされたということを聞いておりますけれども、そうい ったやり方をすると、近永地区の人が愛治になだれ込んだら愛治の人は誰1人買えな いというふうなことも考えられますので、それを想定いたしましたら、近永地区1か 所でどなたが来られても買えるような体制を取ったほうがいいんじゃないかというこ とで、1か所売りということでさせていただいている状況でございます。

あと最後に、地域路線の件ですが、町長のほうが答弁されましたように、1年分でございまして、10月1日から3月31日分までにつきましても、これは全て梼原町が責任を持って高知高陵交通のほうにお支払いいただくというふうなことでございますので、鬼北町としては、その分については支払いはないということです。あとは地域の方につきましては、タクシー補助券とか、そういったほうで町長が対応するということでございます。

以上です。

○ 9 番(程内 覺君)

大変丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

密にならないように、コロナ対策を十分取って販売をしていただきたいと思います し、また、高知高陵交通のバス路線については、町長も長い間お骨折りだったことと 思いますが、その予算の分を日吉地区の沿線の方々が不利益を被らないような、また 施策を取っていただきたいと思って質問を終わります。

○議長 (渡邊眞次君)

ほかに質疑はありませんか。

○5番(赤松俊二君)

今の程内議員の質問と関連しますが、16ページの6款、1項、2目の18節、これの復興支援補助金、これの詳細をお伺いいたします。

それと前後しますが、11ページの2款、1項、10目、交通安全対策のガードレール設置工事請負費70万円、これの設置場所等をお伺いいたします。

○町長(兵頭誠亀君)

1点目の6款、商工費の部分につきましては、企画振興課長が、2点目の総務費の 分につきましては、総務財政課長から答弁をさせます。

○企画振興課長(二宮 浩君)

6款、1項、2目、商工振興費、復興事業費補助金600万円の増額の分について の御質問であったかと思いますけども、これにつきましては、飲食店の応援スタンプ ラリーを経済対策としてやらさせていただいておりました。当初予定した金額より増 額になりましたので、600万円を増額するわけですけども、内容でございますが、 当初スタンプラリーの交換品ということで、3,000円の商品券、これを600人 分で、約180万円を計上しておりました。併せて返戻品として5,000円の品物 の返戻品も考えておったわけですけども、これも600人想定、300万円を想定い たしておりました。合計480万円の返戻品の額を考えておったわけですけれども、 結果、先日までで終わったわけですが、11月末で終わっておるんですけども、3, 000円の商品券が200人分、それから5,000円の商品券が600人を想定の ところ、1,530件というふうなことで、大幅に5,000円の商品券が出てまいり ましたので、その分、差し引きしまして600万円の返戻品の額が足らなくなったと いうふうなことで、あと600万円の中には、事務的な経費、消耗品とか、通信運搬 費とか、そういったものも含まれてますけども、増額になった理由は、そういった返 **戻品の額が増えたばかりに増額になったということで御理解いただいたらと思います。** ちなみに参考までに、利用額を計算いたしますと、1,730件のはがきが返って

らなみに参考までに、利用額を計算いたしますと、1,730件のはかざか返ってきておりますけど、単純に見積もって計算しても、8,000円使っていただいて、そういった返戻品を出しますので、1,384万円が消費拡大として使っていただいたということで御理解いただいたらと思います。

○総務財政課長(高田達也君)

ガードレール設置工事に対してですが、これにつきましては、町道永野市豊岡線、 鬼北総合公園から豊岡、松野町へ抜ける路線、こちらのほうで水路の高さがあって、 交通が危ないところがあるということで、地元から要望がありましたので、69メートルの防護柵を設置する工事を予定しております。

以上です。

○議長 (渡邊眞次君)

よろしいですか。

○5番(赤松俊二君)

プレミアム、スタンプラリーについては、先ほど課長が申されましたように、かな りの飲食業等関係者にとっては、大変な費用対効果があったものじゃないかなと思い、 高く評価したいと思います。

それと、ガードレールの件なんですが、この町道、まだまだガードレールを設置していただきたいような場所がかなりあるんですよね。ほんでこれ、限られた年間予算、何ぼかな、あまり組まれてないと思うんですが、今後、危ないところ、うちらの地域でもあるわけなんですが、その辺、今後そういった予算を計上して、なるべく要望に応えられるようなことはできないか、再度質問させていただきます。

○町長(兵頭誠亀君)

もともとこの予算の組み方なんですけども、これは国から交付されます交通安全対策交付金と同レベルの予算を計上して、こういうことをやってますというふうに報告しておったわけですけども、今言われますとおり、今までは幅員が狭いところを中心にということでやっておったんですけども、ただ私、現場に行ってみますと、例えば日吉のほうでは、何でこがいな広いところにガードレールが要るんやろうと思ったらですね、積雪のときに急な坂でカーブが曲がれんと、落ちることさえ避けれたら車が当たってもかんまん。落ちることだけ避けてほしいということでガードレールが欲しいとか、それから、大雨のときに、これは近永なんですけども、大雨のときに、道は広いんですけども、水がいっぱい流れてしもうて、どこが溝か分からないという状況があって、そういうところにもガードレールをつけてほしいという要望がありまして、やはり現場を見て、ただ広いだけではなしに、それぞれの季節、それから状況によってこういうのが必要なんだなということが分かりましたので、少しずつそこら現場に行って、鬼北町の状況というものを把握してから予算を少し増加をしてみたいなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

- ○議長(渡邊眞次君) よろしいですか。
- ○5番(赤松俊二君)はい。
- ○議長 (渡邊眞次君)

ほかに質疑はありませんか。

よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第73号、令和2年度鬼北町一般会計補正予算(第6号)についてを 採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第74号、令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第15、議案第74号、令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、人事異動等に伴う人件費を調整するとともに、積立金、償還金等を増額補正し、歳入につきましては、一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を増額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ1,356万円を追加し、予算の総額を、14億2,872万5,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○町民生活課長(谷口浩司君)

それでは、議案第74号、令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

はじめに、歳出予算から説明をいたしますので、6ページをご覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は、443万4,000円減額とするもので、主な理由は、職員の人事異動及び人事院勧告等によるものでございます。

次に、3款、1項、1目、一般被保険者医療給付費分を268万2,000円増額。 3款、2項、1目、一般被保険者後期高齢者支援金等分を175万2,000円減額。

3款、3項、1目、介護納付金分を45万円減額するもので、これは本年度の国民 健康保険事業納付金が確定したため、補正するものであります。

次に、7款、1項、1目、財政調整基金積立金は、決算で1,126万8,000円 増額見込みであるため、補正するものであります。

次に、9款、1項、3目、償還金は、624万6,000円増額するもので、これは国民健康保険療養給付費等国庫負担金等の事業費が確定したため、交付超過分を返還するため増額したものであります。

続きまして、歳入予算について御説明いたしますので、5ページをご覧ください。

5款、1項、1目、一般会計繰入金は、834万円減額するもので、職員給与費等の減額によるものであります。

次に、6款、1項、1目、その他繰越金は、2, 190万円増額するもので、前年度繰越金が確定したことによるものであります。

続きまして、給与費明細書について御説明をいたしますので、8ページをご覧ください。

一般職、総括表、比較欄をご覧ください。

給料209万1,000円、職員手当157万2,000円、共済費83万2,00 0円をそれぞれ減額とするもので、人事院勧告によるものであります。なお、その内 訳につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、9ページ、給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、一般会計に準

じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長 (渡邊眞次君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第74号、令和2年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第75号、令和2年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第16、議案第75号、令和2年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、一般管理費を増額補正するとともに、歳入につきましては、 雑入及び医療施設整備事業債を増額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ162万1,000円を追加し、予算の総額を、2億297万6,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほ

ど、よろしくお願いいたします。

○町民生活課長(谷口浩司君)

それでは、議案第75号、令和2年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第2号) について御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から説明をいたしますので、7ページをご覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は、2節、給料20万円、3節、職員手当等を45万4,000円、4節、共済費を19万2,000円それぞれ減額するもので、これは人事院勧告等によるものでございます。

次に、12節、委託料に1万4,000円、17節、備品購入費に245万3,000円をそれぞれ増額するもので、これは令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになり、診療所で資格をオンラインで確認するための機器の購入等に係るものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明いたしますので、6ページをご覧ください。

歳入につきましては、歳出予算で説明をいたしましたマイナンバーカードを健康保険証として利用する際に、資格をオンラインで確認するための機器を購入するための予算を6款、1項、1目、雑入、3節、医療提供体制設備整備交付金に128万4、000円、7款、1項、1目、医療施設整備事業債、1節、診療機械器具購入事業債に110万円をそれぞれ増額するものであります。

続きまして、給与費明細書について説明いたしますので、8ページをご覧ください。 一般職、総括表、比較欄をご覧ください。

給料20万円、職員手当45万4,000円、共済費19万2,000円それぞれ減額とするもので、人事院勧告によるものであります。なお、その内訳につきましては、お目通しください。

次に、11ページ、給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、一般会計に 準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いをいたします。

○議長 (渡邊眞次君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第75号、令和2年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第2号) についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第76号、令和2年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第1号) についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第17、議案第76号、令和2年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第1号) について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、積立金、償還金等を増額補正し、歳入につきましては、主に、 繰入金及び繰越金を増額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ6,558万2,000円を追加し、予算の総額を、16億6,938万7,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○保健介護課長(芝 達雄君)

議案第76号、令和2年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第1号)について御 説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費につきましては、379万4,000円を減額補正

し、補正後の額を2,284万6,000円とするものであります。補正の主な理由は、 人事異動及び人事院勧告による人件費と介護保険システム改修委託料でありまして、 2節、給料、3節、職員手当等、4節、共済費、12節、委託料を補正しております。 同款、3項、1目、介護認定審査会費につきましては、7,000円を増額補正し、 補正後の額を740万8,000円とするものです。補正の主な理由は、人事院勧告 により、3節、職員手当等を標準月額報酬の変動により、4節、共済費を補正してお ります。

3款、2項、1目、包括的支援事業費につきましては、5万2,000円を増額補正し、補正後の額を3,893万7,000円とするものです。補正の主な理由は、人事院勧告及び人事異動により、3節、職員手当等を標準月額報酬の変動により、4節、共済費を補正しております。

4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、5,407万8,000円を増額補正し、補正後の額を5,422万3,000円とするもので、24節、積立金を補正しております。これは令和元年度決算剰余金6,965万6,433円から、前年度に交付を受けた国庫支出金及び支払基金等の精算に係る追加交付及び返還額等を差し引きした額を積み立てるものであります。

次に、7ページに移りまして、5款、1項、2目、償還金につきましては、1,523万9,000円を増額補正し、補正後の額を1,524万円とするもので、22節、 償還金利子及び割引料を補正しております。これは令和元年度に受け入れた国庫支出 金等の額の確定に伴い、超過交付分の返還をするものです。

続きまして、歳入について説明いたしますので、5ページをお開きください。

1款、1項、1目、第1号被保険者介護保険料につきましては、1節、現年度分特別徴収保険料858万2,000円、2節、現年度分普通徴収保険料219万円をそれぞれ減額補正し、補正後の額を2億7,953万3,000円とするものです。本年6月に開催しました第2回定例会で承認いただいた保険料の減額措置分及び保険料算定に伴い減額するものであります。

4款、2項、4目、介護保険事業費国庫補助金につきましては、160万4,00 0円を計上するもので、国から通知で介護保険システムの改修費について国庫補助対 象となったことから計上するものであります。

5款、1項、1目、介護給付費交付金につきましては、35万9,000円を増額 補正し、補正後の額を3億8,646万円とし、同2目、地域支援事業支援交付金は 70万2,000円を減額補正し、補正後の額を1,450万2,000円とするもの で、令和元年度に受け入れた支払基金交付金の額の確定に伴い、追加交付分及び返還 分を補正するものであります。

8款、1項、4目、低所得者保険料軽減繰入金につきましては、1,077万7,00円を増額補正し、補正後の額を2,730万9,000円とするもので、保険料減額に伴う減収分を補填するため、増額補正をするものであります。

同項、5目、事務費一般会計繰入金につきましては、533万9,000円を減額 補正し、補正後の額を5,274万6,000円とするもので、人件費及び介護保険シ ステム改修委託料等の補正に伴い、減額するものであります。

次に、9款、1項、1目、繰越金につきましては、6,965万5,000円を増額補正し、補正後の額を<math>6,965万6,000円とするものです。前年度からの決算剰余金であります。

次に、給与費明細書について説明いたしますので、8ページをお開きください。 比較の欄で説明させていただきます。

2、一般職、1、総括の給料については、50万5,000円の増額、職員手当については、10万8,000円の減額、計39万7,000円の増額です。増の主な理由は、人事異動に伴う給料の増によるものです。職員手当の内訳については、内訳表をお目通しください。共済費については、27万9,000円の増額。合計67万6,000円の増額であります。

9ページ以降につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (渡邊眞次君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第76号、令和2年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第77号、令和2年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第18、議案第77号、令和2年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、人事異動等に伴う人件費を調整するとともに、後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正し、歳入につきましては、繰越金を増額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ86万2,000円を減額し、予算の総額を、1億7,540万1,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇町民生活課長(谷口浩司君)

それでは、議案第77号、令和2年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第1号) について御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から説明をいたしますので、6ページをご覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は、143万5,000円減額するもので、主な理由は、職員の人事異動及び人事院勧告等によるものであります。

次に、2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、57万3,000円 増額するもので、愛媛県後期高齢者医療広域連合に納付する負担金の決算見込額によ る補正であります。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明をいたしますので、5ページをご

覧ください。

3款、1項、1目、総務費国庫補助金は、26万9,000円減額するもので、高齢者医療制度円滑運営事業費国庫補助金の減によるものであります。

次に、4款、1項、1目、一般会計繰入金は、386万5,000円減額するもので、決算見込みによるものであります。

次に、5款、1項、1目、繰越金は、327万2,000円増額するもので、前年 度繰越金が確定したため、補正するものであります。

続きまして、給与費明細書について御説明をいたしますので、7ページをご覧ください。

一般職、総括表、比較欄をご覧ください。

給料31万8,000円、職員手当71万9,000円、共済費16万3,000円 それぞれを減額とするもので、人事院勧告によるものであります。なお、その内訳に つきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、8ページ、給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、一般会計に準 じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いをいたします。

○議長 (渡邊眞次君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第77号、令和2年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第1号) についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第78号、令和2年度鬼北町病院事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第19、議案第78号、令和2年度鬼北町病院事業会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

収益的支出におきましては、人件費の調整を行うものであります。また、資本的支 出におきましては、建設改良費及び固定資産購入費を増額補正するとともに、資本的 収入におきましては、企業債及び補助金を増額補正するものであります。

この結果、収益的支出を、58万3,000円減額し、収益的支出の総額を、10億24万6,000円とするものであります。また、資本的支出を、1,724万8,000円追加し、資本的支出の総額を、2,851万円とするとともに、資本的収入を、1,610万8,000円追加し、資本的収入の総額を、2,174万円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○保健介護課長(芝 達雄君)

それでは、議案第78号、令和2年度鬼北町病院事業会計補正予算(第1号)について説明いたします。

補正予算説明書に基づき説明いたしますので、5ページをお開きください。 収益的支出について説明いたします。

1款、1項、1目、給与費について58万3,000円を減額し、補正後の額を9,799万円とするものであります。これは人事院勧告及び手当の異動等に伴い人件費を補正するものです。

次に、同項、2目、経費について、1目の給与費の補正により健康保険等診療報酬 交付金58万3,000円を増額し、運営交付金58万3,000円を減額するもので あります。

次に、6ページに移りまして、資本的収入及び支出のうち、先に中ほどにあります

支出から説明いたします。

1款、1項、1目、建設改良費について374万9,000円を増額し、補正後の額を375万円とするものであります。補正の理由は、ボイラーが老朽化したことにより、故障したため、修繕で対応できなくなったため取替えをするため、経費を計上したものであります。

同款、2項、1目、固定資産購入費について1,349万9,000円を増額し、1,350万円とするものであります。補正の理由は、経年劣化によるベッドの更新及びマイナンバーカードの保険証利用のためのシステム機器整備のための経費を計上したことによるものです。

次に、収入について説明いたします。

1款、1項、1目、企業債について、支出の1款、1項、1目、建設改良費及び同款、2項、1目、固定資産購入費に係る医療機器整備事業債として、病院債と過疎対策事業債の借入れ予定額を計上しております。

同款、3項、1目、補助金については、支出の1款、2項、1目、固定資産購入費のうち、マイナンバーカードの保険証利用のためのシステム機器整備に係る国庫補助金を計上しております。

続きまして、7ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算 定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1ページをお開きください。

第2条及び第3条でありますが、今ほど説明いたしました内容で、令和2年度鬼北町病院事業会計予算の第3条及び第4条に定めた収益的支出及び資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ補正するものであります。

第4条でありますが、企業債借入れに係る起債の目的、限度額、起債の方法、利率 及び償還方法を定めるものであります。

第5条でありますが、施設及び機器整備に係る重要な資産の取得に係る財産を定めるものであります。

3ページの補正予算実施計画書については、割愛をさせていただきます。

次に、給与費明細書について説明いたしますので、8ページをお開きください。

1、総括について説明いたします。

比較の欄の合計で説明させていただきます。

職員数については、増減はありません。給与費について、手当が28万円の減で、

その内訳につきましては、下の手当の内訳のとおりですので、お目通しをお願いします。法定複利は30万3,000円の減で、合計で58万3,000円の減額であります。

次に、9ページの給料及び手当の増減額の明細以下につきましては、一般会計に準 じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (渡邊眞次君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第78号、令和2年度鬼北町病院事業会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第20、同意第17号、鬼北町教育委員会委員の任命についてを議題とします。 町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第20、同意第17号、鬼北町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明をいたします。

令和3年2月23日をもって、鬼北町教育委員会の内田由希委員及び上田容子委員

の任期が満了となるので、後任の委員を任命するため議会の同意を求めるものであります。

任命する委員は、住所、鬼北町大字奈良3843番地11。氏名、内田由希。生年 月日、昭和43年2月25日。

住所、鬼北町大字下鍵山418番地。氏名、青木武司。生年月日、昭和31年2月 12日であります。

再任となります内田由希氏は、嘱託医として地域での健康診断を通して住民の健康 づくりに貢献いただいております。平成25年2月24日に教育委員に就任され、今 日まで本町の教育行政に携わっていただいております。

また、新任の青木武司氏は、旧日吉村議員を平成7年から町村合併まで務められた 一方、保護司、農業委員などを歴任され、地域の発展のために尽力されております。 また、平成24年からは、株式会社日吉農林公社の代表取締役に就任され、森林管理 に努め、地域の財産を守るために活躍されております。

選任いたしますお二人の方は、能力・識見・人格ともに優れており、地域住民の信望も厚く、適任であると確信いたしております。

以上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長 (渡邊眞次君)

説明が終わりました。

これから質疑・討論一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

質疑・討論なしと認めます。

これから同意第17号、鬼北町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

内田由希君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長 (渡邊眞次君)

起立全員です。

したがって、内田由希君に同意することに決定しました。

続いて、青木武司君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長 (渡邊眞次君)

起立全員です。

したがって、青木武司君に同意することに決定しました。 ここで、内田由希君、青木武司君から挨拶を受けます。

○教育委員会委員(内田由希君)

失礼します。ただいま御承認いただきました内田由希と申します。

これまで教育委員として経験させていただいたことが少しでもお役に立ちますよう 微力ですが、頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○教育委員会委員(青木武司君)

失礼いたします。ただいま承認いただきました青木武司です。

もとより浅学非才な身でございます。いろいろと皆様の御指導をいただきながら誠 心誠意務めてまいりたいと考えております。どうかよろしくお願いをいたします。

○議長 (渡邊眞次君)

日程第21、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、 日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上4件を 一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第21、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上4件を一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付した写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長から、所管事務に関する事項の継続審査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは、議長の諮問に係る次の議会の会期、会期の日程等議会運営の基本に関する事項及びその他の議長の諮問に係る事項についての継続調査申出書が提出されております。

いずれも鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もなお引き続き調査が 実施できるよう、所要の事務手続です。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員 長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申出 のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり許可することに決定しました。

以上で本定例会の会議に付された事件は、全て議了しました。

ここで、町長から閉会の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

令和2年度第4回鬼北町議会定例会に提案しておりました議案13件、同意1件につきましては、それぞれ慎重に御審議いただき、原案のとおり可決いただきましたこと、誠にありがとうございました。

さて、町長就任以来、早いもので3年8か月が経過いたしました。この間、与えられた責務を全うするため、山積する課題に真摯に向き合いながらその解決に向けて全力で邁進してまいりました。

議員各位、町民の皆様の御協力、御支援をいただきましたこと厚く御礼申し上げます。

特に犠牲者1名を含めて、大きな被害を受けた西日本豪雨災害の復興は喫緊の課題 として位置づけ、町民の皆さんが早く元どおりの生活が送れるように早期復旧を目指 して、復旧作業に取り組んでいるところであります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に対して感染防止対策、経済振興対策、心の ケアという3つの視点から、できる限りの施策を推進しております。

さらに、公約に掲げておりました5つの施策、交通弱者対策、鳥獣害対策、保育料 軽減対策、北宇和病院存続維持、鬼のまちづくりのソフト事業の推進につきましては、 施策に必要なスピード感、あるいはじっくりと向き合う対話協議、そして共に進もう とする協働意識、その時々によって最適と判断するプロセスを選択しながらゴールに 向かっております。

ただ、それぞれの課題には、地域性、年齢、性別、職業等によって価値観が多様化 していることもあり、全ての課題が解決したわけではございません。 さらに、福祉施設や学校施設において現代の社会情勢にふさわしいサービス体系の 構築を図ることや、地域の財産を活用した新しい産業の創出など、鬼北町に現在そし て未来に必要な施策を展開して、さらなる住民サービスの向上に向けて変わらぬ情熱 を持ち、町政のかじ取りを行っていきたいと考えているところであり、私は4月に行 われます次期町長選挙に出馬することを決意いたしました。

今後、さらに鬼北町を活気あふれる町にしたい、心豊かな町にしたいという信念を 胸に、鬼北町のまちづくりに全力を傾注してまいりたいと考えておりますので、変わ らぬ御指導、御支援を賜りますようにお願いを申し上げます。

これをもちまして、令和2年第4回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 (渡邊眞次君)

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回鬼北町議会定例会を閉会します。

○副議長(福原良夫君)

起立。

礼。

(午後 3時30分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員(11番)

鬼北町議会議員(1番)